

# 令和5年第5回防府市議会定例会会議録（その4）

○令和5年12月7日（木曜日）

---

## ○議事日程

令和5年12月7日（木曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
  - 2 会議録署名議員の指名
  - 3 一般質問
- 

## ○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

---

## ○出席議員（24名）

1 番	吉 村 祐太郎 君	2 番	清 水 力 志 君
3 番	河 村 孝 君	4 番	宇多村 史 朗 君
6 番	藤 村 こずえ 君	7 番	曾 我 好 則 君
8 番	青 木 明 夫 君	9 番	梅 本 洋 平 君
10 番	和 田 敏 明 君	11 番	村 木 正 弘 君
12 番	石 田 卓 成 君	13 番	久 保 潤 爾 君
14 番	高 砂 朋 子 君	15 番	今 津 誠 一 君
16 番	山 田 耕 治 君	17 番	橋 本 龍太郎 君
18 番	上 田 和 夫 君	19 番	安 村 政 治 君
20 番	河 杉 憲 二 君	21 番	三 原 昭 治 君
22 番	田 中 健 次 君	23 番	松 村 学 君
24 番	森 重 豊 君	25 番	田 中 敏 靖 君

---

## ○欠席議員

なし

---

## ○説明のため出席した者

市 長 池 田 豊 君 副 市 長 能 野 英 人 君

教 育 長	江 山 稔 君	代 表 監 査 委 員	末 吉 正 幸 君
上下水道事業管理者	河 内 政 昭 君	総 務 部 長	白 井 智 浩 君
人 事 課 長	大 倉 孝 規 君	総 合 政 策 部 長	永 松 勉 君
文化スポーツ観光交流部長	杉 江 純 一 君	生 活 環 境 部 長	金 澤 哲 君
健 康 福 祉 部 長	石 丸 典 子 君	産 業 振 興 部 長	藤 井 一 郎 君
土 木 都 市 建 設 部 長	石 光 徹 君	入 札 検 査 室 長	河 村 明 夫 君
会 計 管 理 者	廣 中 敬 子 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	栗 原 努 君
監 査 委 員 事 務 局 長	國 澤 明 君	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	須 藤 千 鶴 君
消 防 長	米 本 静 雄 君	教 育 部 長	高 橋 光 男 君

---

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 寺 畑 俊 孝 君 議 会 事 務 局 次 長 石 井 朋 子 君

---

午前10時 開議

○議長（田中 敏靖君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

会議録署名議員の指名

○議長（田中 敏靖君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。10番、和田議員、11番、村木議員、御兩名にお願い申し上げます。

---

一般質問

○議長（田中 敏靖君） 議事日程につきましては、昨日に引き続き一般質問でございます。よろしくお願いたします。

これより質問に入ります。最初は、2番、清水議員。

〔2番 清水 力志君 登壇〕

○2番（清水 力志君） おはようございます。「日本共産党」の清水力志です。通告に従って質問をさせていただきます。執行部の皆様におかれましては、何とぞ誠意ある御答弁よろしくお願いたします。

最初に、自転車を取り巻く環境について質問をさせていただきます。自転車に関する質問は、これまで多くの議員がここで質問をされてきました。

自転車は環境にも優しく、子どもから高齢者まで気軽に利用できる身近な移動手段ですが、一方では事故も増えており多額の賠償が発生するケースも出ています。こうした状況

を背景に、これまで道路交通法の改正が行われ、自転車に関するルールが大きく変わり厳罰化がされることになりました。例えば傘差し運転や携帯電話、ヘッドホン使用の禁止などルールができ、事故防止のための取組が行われてきました。そして、記憶に新しいところでは、今年の4月からヘルメット着用が年齢にかかわらず、自転車利用者全員に努力義務となりました。

ところで、山口県では、（仮称）山口県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例を策定し、計画によれば、今月にパブリックコメントが行われ、来年4月からの施行を目指しております。以上のことを踏まえて質問をさせていただきます。

まず1点目は、防府市でも自転車に関する同様の条例を制定するべきではないかという質問です。

現在、42の都道府県が条例を制定しており、さらに全国の市町村の中でも独自に条例を制定されております。山口県内で例を見ますと、昨年に周南市が条例を制定しており、下関市が今年の10月から11月にかけてパブリックコメントを実施しております。自転車の安全で適正な利用を促進するためには、道路交通法、その他法令を遵守し、自転車の安全で適正な利用についての理解を深めることが必要であることから、防府市でも同様の条例を制定するべきではないかと考えます。

2点目は、自転車用ヘルメットの購入助成についてです。

今年4月から道路交通法の改正により、ヘルメット着用が年齢を問わず努力義務となりました。しかしながら、まだまだ着用率が低いように思われます。今年度、防府市では、議会において高校生を対象に自転車用ヘルメットの購入を支援する事業の補正予算が組まれております。自転車用ヘルメットの購入助成については、県内では防府市だけであり、他市町でも購入助成は必要であるという声が、後を追って上がっております。昨今の物価高騰における生活支援、子育て支援、そして何よりヘルメット着用率向上のため、ヘルメット購入助成の対象者を幅広く拡大するべきではないかと考えます。

3点目は、自転車が安全に通行できる道路の整備はどのように行われているか、お伺いします。自転車が安全に走行するためには、道路も重要な要素の一つとなってきます。これまでの取組などをお伺いいたします。

4点目は、小・中学生における自転車のルールやマナーの指導は、どのように行われているか、お伺いいたします。

私自身、道路を車で走っていると、薄暗い夕方の時間帯に車道の路側帯を無灯火で右側を走っている自転車を、すれ違う直前に発見してびっくりしたという経験があります。あのとき被っていたヘルメットからして恐らく中学生ではないかと思われます。免許を持た

ない小・中学生にとって自転車は最も便利で重要な移動手段の一つであり、さらに高校生にとっては通学的手段として、そして今後、現在は試験的に行われておりますが、地域部活動が本格化すると、中学生にとっては学校区外への長距離の自転車の移動などが考えられますが、その分事故にも巻き込まれやすい面もございます。左側通行、夕暮れ時の早めのライト点灯といった交通ルールの遵守、また歩行者に対する配慮などといった交通マナーについてどのような指導を行っているかお伺いたします。

以上4点、御答弁をお願いいたします。

○議長（田中 敏靖君） 2番、清水議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 清水議員の自転車を取り巻く環境整備についての4点の御質問のうち、私からは1点目から3点目についてお答えいたします。

自転車の利用は、近距離の移動では最も速い交通手段とされ、自動車のように渋滞や排気ガスの排出もなく、環境面、経済面、健康面などで様々なメリットがあります。

県内最大の防府平野を有し、多くの市民が自転車を利用する本市では、自転車のまちほうふとして、カーボンニュートラルの観点からも自転車の利用を推進しているところでございます。

まず1点目の、自転車に関する条例の制定についてです。

議員御案内のとおり、山口県におかれましては、自転車の安全で適正な利用を促進するため、来年4月の条例制定に向けて、学識経験者や学校関係者等からなる検討委員会を設置され、検討を進められておられます。

この条例では、県や自転車利用者の責務の明確化をはじめ、自転車の点検、整備、ヘルメット着用の促進、自転車保険への加入や道路環境の整備など、安全な自転車利用に必要な事項について、包括的に規定されるとお聞きしております。

本市では、県が制定される条例にのっとり自転車のまちほうふとして、率先して自転車の安全で適正な利用を促進していきたいと考えています。

次に、2点目の自転車用ヘルメットの購入助成の拡大についてです。

自転車利用時の死亡事故のうち、約6割は頭部損傷によるものであり、ヘルメットを着用することで頭部への被害を大幅に軽減することができます。

そのため、来年度からヘルメット着用が校則で定められる高校生が、いち早くヘルメットを着用することで、市民の皆様へヘルメット着用を幅広く啓発できるよう、この10月末までに高校生がヘルメットを購入された場合に、助成をする制度を実施したところでございます。

今後につきましては、補助制度は考えておりませんが、警察、公安委員会、交通安全協会等と連携を密にしながら、ヘルメットの着用率が向上するように努めてまいります。

次に、3点目の自転車が安全に通行できる道路の整備についてです。

本年3月議会の一般質問においても御答弁いたしましたとおり、本市では自転車と歩行者がお互いに接触しないよう、新たな市道を整備する場合には十分な歩道幅を確保し、自転車と歩行者が共存できる歩道を整備することとしております。

私は、誰もが安全・安心に暮らせる、明るく豊かで健やかな防府の実現に向けて、安全で適正な自転車利用の促進にしっかりと取り組んでまいります。

残りの質問につきましては、教育長のほうから御答弁させていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（田中 敏靖君） 教育長。

〔教育長 江山 稔君 登壇〕

○教育長（江山 稔君） 私からは、清水議員の自転車を取り巻く環境整備についての御質問のうち、4点目の小・中学生における自転車ルールやマナーの指導はどのように行われているかについてお答えします。

自転車は、多くの小・中学生の移動手段である一方、運転中に交通事故の被害者や加害者になる可能性も持っています。

また、相次ぐ自転車事故を背景として、本年4月より改正道路交通法が施行され、自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務となりました。

以前から、13歳未満の子どもたちについては、ヘルメット着用が努力義務とされていましたが、今後はヘルメット着用とともに、交通ルール遵守の徹底が、今まで以上に求められています。

交通安全に関する内容は、文部科学省が示す小・中学校学習指導要領において、小学校の体育科、中学校の保健体育科及び特別活動の時間を使って計画的に取り扱うよう示されており、各学校が作成した学校安全計画に基づき、交通マナーや自他の命を守る力を身につけるための交通安全指導を実施しております。

市内の小・中学校では、日常的に自転車運転に関する指導を実施しており、時には具体的な事故例を紹介しながら、不適切な自転車運転の危険性について考える機会を設けております。

また、普段の授業に加え、交通安全協会や警察等と連携した自転車教室を実施し、適切な交通マナーを身につけることや、自転車の運転技術向上を目指した指導を行っております。

こうした中、小学生の自転車事故防止活動の一環として、全日本交通安全協会が開催しております交通安全子供自転車大会におきまして、佐波小学校のさざなみサイクリーズが、令和4年と令和5年の山口県大会において2年連続で優勝し、本年度の全国大会では団体の部と個人の部で見事入賞を果たされました。

交通安全の知識と技能の習得に向けた地域の方の熱心な指導と、子どもたちの地道な努力がこのような形で成果として現れております。

教育委員会といたしましては、これからも子どものうちから交通ルールやマナーを身につけ、自他の安全に配慮した行動ができるよう実践的、実効的な交通安全指導を推進してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（田中 敏靖君） 2番、清水議員。

○2番（清水 力志君） 御答弁ありがとうございました。それでは、再質問並びに関連した質問をさせていただきます。

まず初めに、防府市における自転車に関する交通事故の件数を教えてください。

○議長（田中 敏靖君） 生活環境部長。

○生活環境部長（金澤 哲君） お答えいたします。

防府市内での令和4年1年間の自転車乗車中の事故発生件数につきましては、45件でございました。

以上です。

○議長（田中 敏靖君） 2番、清水議員。

○2番（清水 力志君） 45件ということでしたが、多少にかかわらず事故はあつてはならない、そのように考えます。悲惨な事故を起こさない、繰り返さない、そのための条例であるとも考えます。

1点目の質問に対する御答弁で、市独自の条例を制定せず、県が制定する条例にのっとり、自転車の適正な利用を促進していくとのことでしたが、この条例、自転車保険の加入が義務づけられております。山口県公安委員会が実施したアンケートによると、自転車の損害賠償責任保険に加入している人の割合は、26%と極めて低い数字となっております。この条例が制定されればの話ではあるんですが、今後、例えば自転車やヘルメットを購入する際に、自転車保険の加入もセットにして促進していくという仕組みも必要であると考えますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（田中 敏靖君） 生活環境部長。

○生活環境部長（金澤 哲君） お答えいたします。

県条例では、自転車販売店は自転車購入者に対し、保険加入の状況の確認や必要性について説明を行うよう規定をされる予定とお聞きしております。こうした規定が徹底されるよう、市といたしましては県と連携し、周知に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（田中 敏靖君） 2番、清水議員。

○2番（清水 力志君） ありがとうございます。この条例は来年の4月からの制定を目指しておられますが、この保険に関する規定は、来年の10月からというふうな予定になっていますので、まだ時間はあると思いますので、周知のほどよろしく願いいたします。では、次の質問をさせていただきます。

2点目の質問の御答弁について少しだけ伺いいたします。

今年度実施した高校生ヘルメット着用促進事業において、申請があった件数はどのくらいでしょうか。またその件数は、防府市の高校生全体の何割に値するのでしょうか。

○議長（田中 敏靖君） 生活環境部長。

○生活環境部長（金澤 哲君） お答えいたします。

助成の対象となりました防府市に住民登録している高校生と、市外から防府市内の高校に通学する高校生を含めました約4,500人のうち、申請がありましたのは一、二年生を中心に、およそ1,300件の申請がございました。市外からの通学生も含むものとなりますが、申請率で申し上げますと約30%でございます。

○議長（田中 敏靖君） 2番、清水議員。

○2番（清水 力志君） ありがとうございます。では、先ほどの御答弁で、ヘルメットの購入助成は考えていないという御答弁がございました。そしてまた、ヘルメット着用率の向上に努めていくという御答弁もありましたが、どのような取組を考えておられるのか、具体的にお聞かせください。

○議長（田中 敏靖君） 生活環境部長。

○生活環境部長（金澤 哲君） お答えいたします。

取組といたしましては、市広報や市ホームページ、加えまして、みまもり隊などにも御協力をお願いいたしまして、ヘルメット着用を呼びかけるなど、自転車を利用される全ての方にヘルメットの着用が習慣化するよう、県や警察、学校、自転車商組合などの関係団体とも連携いたしまして、一層の周知に努めてまいりたいと存じます。

○議長（田中 敏靖君） 2番、清水議員。

○2番（清水 力志君） 現在、山口県が来年4月の施行を目指しているこの条例ですけど、私自身ちょっと気にかかる点が一つだけございます。それは何かと言いますと、こ

の条例の中で罰則が設けられていないことです。また道路交通法では、ヘルメットの着用は努力義務とされており、法律や条例で取り決めをしているが、違反をしたからといって特に罰則はありませんよ、守るように努力してくださいねとしているだけで、最終的には個人の自己判断に委ねられています。ちょっと言い方を変えますと、もし何かあったときは自己責任でお願いしますねと言っているような気がします。個人が判断する材料、それはやはり情報の提供や、周知の徹底が必要になってきます。

先ほどのヘルメット着用率の向上のための具体的な取組について、市広報やホームページに掲載していくと、そういった御答弁がございましたが、それでは、これまでの啓発活動を見ていきますと、頭では分かっているという程度にとどまり、果たしてそれを行動に移す、移させるといったところまでもっていけるかと言えば、いささか疑問が残ります。その点を鑑みれば、今年度に行われました高校生を対象としたヘルメット着用促進事業は、僅か数か月のうちに約1,300件の申請があったと。高校生全体の約30%。そのぐらいの申請があったということは、行動に移すための一つのきっかけを提供した、また強く意識づけをした、意味のある事業であると高く評価しております。

この条例は、自転車を利用する全ての市民を交通事故から守る、自転車を利用する全ての市民の命を守るための大切な条例です。今後とも、ただ情報を提供しました、周知をしましたというだけでなく、意識をさせる、行動に移す、行動に移させるための取り組み、それに関して見れば、このヘルメットの購入助成事業、それは最たるものだというふうに私も考えております。ですから、この取組を今後とも行っていただけるよう、そしてヘルメットの購入助成事業、これも継続して行っていただきますよう、強く要望をいたします。

続いて、4点目の質問についての御答弁でございますが、先ほど防府市内での自転車の事故件数をお聞きいたしました、今度は市内の小・中学生の自転車による交通事故の件数が分かりましたら教えてください。

○議長（田中 敏靖君） 生活環境部長。

○生活環境部長（金澤 哲君） お答えいたします。

市内での令和4年1年間の小・中学生の自転車乗車中の事故発生件数につきましては、6件でございます。今年は10月末現在で4件となっております。

以上でございます。

○議長（田中 敏靖君） 2番、清水議員。

○2番（清水 力志君） ありがとうございます。先ほど教えていただきました数字については、今後の私の活動に活用させていただきます。

ところで、御答弁では様々な御指導を行われており、御指導と努力が成果として現れて



いるというところでもございました。これまでの指導に加え、例えば小学校から中学校、または中学校から高校へ進学する際や、新学期を迎える際など、例えば副読本といった資料を作成して配布するなど、今後も切れ目のない指導も行っていたいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（田中 敏靖君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） お答えいたします。

小・中学校においては、進学を控えた春休みに限らず、長期休業中の生活において留意することをまとめたリーフレット等を各家庭に配布し、発達段階に応じて、交通ルールの遵守に関する指導を徹底しております。

以上でございます。

○議長（田中 敏靖君） 2番、清水議員。

○2番（清水 力志君） ありがとうございます。ことわざに雀百まで踊り忘れずというものがあります。幼い頃、若い頃に身についた、また身につけた習慣は年を重ねても忘れないという意味です。また、人間の行動の約9割が無意識に起こすもので、8割が習慣でできているとも言われております。これは小・中学生に限ったことではないんですけれど、我々大人もそうなんです、この習慣の中に、正しい自転車のルールや交通マナーを入れていってほしいということを要望いたしまして、この質問を終わらせていただきます。

続いて、物価高騰対策についてお伺いをいたします。

寒さが厳しくなる年末に向けて、物価高騰から市民の暮らしを守る取組が一層重要になっています。政府は11月2日総合経済対策を閣議決定し、その裏づけとなる2023年度補正予算案を10日に閣議決定いたしました。経済対策には地方創生臨時交付金重点支援交付金5,000億円や、灯油補助など原油価格高騰対策に対する交付税措置などが盛り込まれました。この交付金を活用して、防府市でも12月議会の補正予算案において物価高騰対策の事業費を計上されております。

以上のことから質問をさせていただきます。

まず、1点目の質問は、この12月議会の補正予算案において、防府市ではどのような物価高騰対策が行われているか、お伺いいたします。

2点目の質問は、今年度、学校給食において、物価高騰に伴う給食食材費の増額分を補助しておりますが、来年度も継続していただきたいのですが、どのようにお考えでしょうか。この質問は、昨日の田中健次議員の質問と重複しますが、いま一度改めて御答弁のほうよろしくお願いたします。

○議長（田中 敏靖君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（白井 智浩君） 清水議員の物価高騰対策についての2点の御質問について一括してお答えいたします。

議員お示しの国の補正予算案につきましては、先月29日に成立したところでございます。

このたびの経済対策では、新たに地方へ配分される重点支援地方交付金の低所得者支援や推奨事業メニューの内容が示されたことから、必要な対策をいち早く講じるための補正予算を本議会に提出しているところでございます。

本会議初日で議決いただきました非課税世帯生活応援事業につきましては、物価高騰の影響を特に受ける低所得世帯に、早期に7万円を給付するため、準備を進めているところでございます。

その財源につきましては、全額、国から措置されるものでございます。

また、市独自の物価高騰対策といたしましては、3つの事業を補正予算に計上しており、国から新たに交付される臨時交付金を全額活用した上で、さらに必要となる一般財源につきましては、財政調整基金の取崩しで対応いたしております。

まず、プレミアム付商品券を発行する市民生活応援事業につきましては、商工会議所と連携し、物価高騰の影響を受ける市民生活を幅広く応援するため、プレミアム率20%、8万セットの商品券を発行することといたしております。

次に、夜間タクシー運行支援事業については、現在実施している深夜帯の夜間タクシー運行体制の実証期間を3月末まで延長することとしております。

最後に、議員お尋ねの物価高騰に伴う学校給食費増額分の補助を、来年度も継続して行っていただきたいという御質問につきましては、子育て世帯給食費等支援事業として9,000万円を計上させていただいております。

令和5年度の学校給食費増額分につきましては、当初予算に計上し支援を行っておりますが、食材費の高騰が来年度も見込まれることから、清水議員と同じ考えの下、来年度の給食費の高騰相当分を、このたびの臨時交付金を活用し、前倒して支援することとし、中学生以下の全ての子どもを対象に、3月分の給食費相当として、一人当たり5,000円を支援することとしたところでございます。

以上、御答弁申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長（田中 敏靖君） 2番、清水議員。

○2番（清水 力志君） ありがとうございます。ちょっと再質問なんですけど、1点だけ質問をさせていただきます。今年5月の臨時議会において、市独自でLPガス利用世帯に対する支援事業を行っております。このたびの物価高騰対策における市民生活応援に

ついて、高騰して高止まりしている電力やL P ガスを含むガス料金、そして、今の時期であれば暖房に使う灯油代の補助などは、今回検討されなかったのでしょうか。

○議長（田中 敏靖君） 総務部長。

○総務部長（白井 智浩君） 御質問にお答えいたします。

電気代、ガス代、それからガソリン代、灯油代等につきましては、先月29日に成立いたしました国の補正予算におきまして、激変緩和措置が継続され、国において支援されることとなりました。

また、L P ガス代につきましては、11月のこのたびの山口県議会の補正予算におきまして、都市ガスにおける国支援と同程度の負担軽減対策が講じられることとなっております。

こうしたことから、このたびの市への予算は計上いたしておりません。

以上でございます。

○議長（田中 敏靖君） 2番、清水議員。

○2番（清水 力志君） ありがとうございます。こういった電気代、ガス代、あと灯油代、これは県や国のほうで対応されるということでございました。

それでは2点目の質問の答弁についてなんですけれども、私も来年度からの学校給食費の保護者負担分はどのくらいになるのかというふうにお聞きする予定でございましたが、昨日答弁されましたので省略をさせていただきます。

しかしながら、今回12月議会の補正予算案の概要に記載されている説明では、私も最初分からず、この質問を通告してから説明を受けて初めて理解をいたしました。この資料に掲載されている内容を分かりやすく訂正するべきというのは、私も同感であることを申し上げます。

先ほど御答弁いただきました今回の物価高騰対策。まず、低所得者の方に7万円の給付、それとプレミアム付商品券や夜間タクシー運行支援事業など、これは全ての事業に当てはまることなんですけれども、対象となる方々に対して、速やかに届くような対応をぜひともよろしく願いいたします。

以上で、私の全ての質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（田中 敏靖君） 以上で、2番、清水議員の質問を終わります。

---

○議長（田中 敏靖君） 次は、21番、三原議員。

〔21番 三原 昭治君 登壇〕

○21番（三原 昭治君） おはようございます。会派「絆」の三原昭治です。通告に従

いまして2項目について質問いたします。よろしくお願いいたします。

まず1点目は、災害情報伝達について質問いたします。

近年、日本をはじめ世界各地で地震や豪雨による洪水等の、いつどこで起こるか分からない自然災害が頻繁に発生しています。

また、自然災害だけではなく人為災害ともいえる北朝鮮のミサイル発射など、私たちを取り巻く危険環境は日に日に増しています。

自然災害においては、地震のように予知できないもの、豪雨による大雨や洪水などについては、最新鋭の衛星観測により予測精度が大幅に向上しているものがあります。

さて、これらの災害における防災・減災においては、災害時のその現況等をいち早く認知することが命や財産を守るために不可欠なものです。その重要な役割を担っているのが、行政から市民に発信される災害情報伝達であるということは言うまでもありません。

そこで防府市においては、市民の皆さんに伝えるための災害情報伝達の手段、周知についてどのように取組をされているのか、お尋ねします。

また、今後さらに情報手段として新たな取組を考えていらっしゃるなら教えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（田中 敏靖君） 21番、三原議員の質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（白井 智浩君） 三原議員の災害情報伝達についての御質問にお答えいたします。

近年、毎年のように全国各地で自然災害が発生し、また国際情勢が緊迫する中、市民の皆様自然災害に対する避難情報や弾道ミサイル発射等の緊急情報を迅速かつ確実に伝達する必要がございます。

本市では、受信者の状況にかかわらず確実に情報を伝達することができる、いわゆるプッシュ型の伝達手段である緊急告知防災ラジオや市内60か所に配備した防災行政無線、携帯電話に配信する緊急速報メールにより避難情報等を発信しております。

また、聴覚や視覚に障害をお持ちの方には、電話やファクスによる対応を行っているところでございます。加えて避難情報の詳細をお伝えするため、防災メールやLINEをはじめ、ホームページ、テレビ等による情報発信を行っております。

これらの情報伝達手段の中でも緊急告知防災ラジオは、避難情報等を電源がオフの状態においても自動起動し、最大音量で伝えるもので、屋内の方への確実な情報伝達手段として非常に有効的です。

このため、一般の世帯には1台2,000円で配布しており、また避難に時間を要する高齢者等避難の対象の中で、障害をお持ちの方等のいる世帯及び75歳以上の高齢者のい

る世帯、こちらは令和3年度に拡充した制度でございますが、防災ラジオの無償配布を行っているところであり、防災ラジオの普及に努めております。

また、市では、地域での出前講座、防災リーダー研修会、学校での出前授業等、様々な機会を通じて、市民の皆様にも市からの避難情報を確実に受け取り、速やかに避難行動を取ることの重要性を啓発しているところでございます。

市広報における防災特集に加え、来年度、防災リーフレットを改訂し、全世帯にお配りするとともに、防災講座等を積極的に実施していく中で、ラジオの申込みや防災メールへの登録などをしっかりと促進してまいります。

そして特に、土砂災害警戒区域等、リスクの高い区域の方には、昨日の高砂議員の御答弁で市長が申し上げたところでございますが、避難指示等の避難情報が確実に伝わらなければなりません。

このため、現在、市長から指示を受け、避難情報を確実に伝えるための手段、方策について、検討を進めているところでございます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（田中 敏靖君） 21番、三原議員。

○21番（三原 昭治君） ありがとうございます。マイクを近づけて話してもらったほうが、耳がちょっと遠いので、よろしくお願ひします。どうもすみません。

それでは、再質問させていただきます。先ほど、るる情報手段ということをお伝えいただきました。その中で、デジタル化に対応したと申しますが、そういう観点から見るとメールサービスとかLINE、スマホ等そういうSNSといいますが、そういうネットを通じた情報手段というのがありますが、この2つでいいんですけど、メールサービスは昔からずっとあります。LINEは近年始まりました。その登録者状況というのを教えていただきたいと思ひます。

○議長（田中 敏靖君） 総務部長。

○総務部長（白井 智浩君） まず、メールサービスのほうでございますが、令和5年の11月末時点でございます。1万1,395件でございます。それから、LINEにつきましては、昨年4年の10月から開始いたしました。こちらのほう10月末で2,540件でございます。

以上でございます。

○議長（田中 敏靖君） 21番、三原議員。

○21番（三原 昭治君） ありがとうございます。メールサービスですけど、これ昔から僕はいろいろ質問したことがあるんですけど、ほとんど増えてないですね。ずっと同じ

ペースでいっている。その増えない理由、どうしてこれが増えないのか。それと一番は市のほうが市民に向けて、ぜひメールサービスに加入してください、登録してくださいと言っていると思いますが、市の職員さんのメールサービスの登録状況はどうなっていますか、教えてください。

○議長（田中 敏靖君） 総務部長。

○総務部長（白井 智浩君） この前の総務委員会でも同じ御質問をいただきまして、把握していなかったものですから、早速、全職員に対して登録するよとということと通知をさせていただいております。個人のメール、登録自体をしている、していないは、個別には確認しておりませんが、全員、メールサービスについては登録するよとということと併せて、職員はまた別の防災の関係の職員だけのメールもありますので、そちらについても登録を呼びかけて、今、全員が登録しているものと認識しております。

以上です。

○議長（田中 敏靖君） 21番、三原議員。

○21番（三原 昭治君） 職員さんは別の手段があるということは、それはそれで結構なんです、それは100%ですよ。けどやはり市民に向けてそういうことを発信されるなら、まず率先垂範で、やはり言われる方がやっていないのに、入れ、入れ、登録せよというのはいかがかなと思います。

それと、LINEが大変少ないですね。このLINEというのは、この分野は若い人たちが得意とする情報源だと私は思います。この登録者が大変少ないと思いますが、その理由はどのような理由だと考えますか。

○議長（田中 敏靖君） 総務部長。

○総務部長（白井 智浩君） 昨年10月からLINEの登録を開始いたしまして、令和5年の3月末で1,694人、先ほどの10月末で2,540人、まだまだ少ないと認識しています。これからしっかりとLINEの登録を増やしていければと思っております。

○議長（田中 敏靖君） 21番、三原議員。

○21番（三原 昭治君） そうですよ。それで、若い人たちはこの周知についてチラシとか回覧とか、申し訳ないけど、うちも回覧回すけどほとんど見てもらっていない。ほかの内容も見てもらっていない。今頃、みんなこれです。だから、もう少し手法を変えて、周知の方法として総務委員会でも言いましたけど、商工会議所等と連携して各事業所、企業、事務所等にお願ひすれば、かなり効果的になるとは思いますが、いかがでしょう。

○議長（田中 敏靖君） 総務部長。

○総務部長（白井 智浩君） 大変ありがたい提案と思っております。早速、商工会議所

と連携いたしまして市内の企業のほうを訪問させていただくなりして、LINEへの登録を増やしていければと思っております。

以上です。

○議長（田中 敏靖君） 21番、三原議員。

○21番（三原 昭治君） ぜひお願いいたします。

次に、どちらかといえば、そういうスマホ等のデジタル機器がどうも苦手だと言われる高齢者の方々の情報伝達として、先ほど紹介がありました緊急時に自動で起動し、避難情報が流れる防災ラジオが私は大変有効だと考えております。

そこでお尋ねしますが、まず現時点での防災ラジオの普及状況を教えてください。

○議長（田中 敏靖君） 総務部長。

○総務部長（白井 智浩君） 御質問にお答えいたします。

今現在、配布いたしました総配布の防災ラジオの件数で約1万9,700台でございます。世帯数で言いますと、今、市内には約5万6,000世帯でございます。

以上です。

○議長（田中 敏靖君） 21番、三原議員。

○21番（三原 昭治君） 部長、元気ないような感じがする。元気出しましょう、元気でやりましょう。朝、私は立哨しているんですけど、子どもたちの挨拶が小さかったら何回もやります。恐らく今度は変なおじさんがおるといので学校から注意を受けると思いますが、元気出してお願いいたします。

今、約5万6,000世帯に対して1万9,700世帯ということになると、これ35%の割合ですよ。この35%というのは、今、市として高いのか低いのか、どのようにお考えでしょう。

○議長（田中 敏靖君） 総務部長。

○総務部長（白井 智浩君） かなり防府は先進的に取り組んでおりまして、県内で比較すると相当に高いレベルにあると認識しています。県内の他市と比べると防災ラジオを残り5市やっておられるところがございましたけども、格段に防府市の普及率は高い状況でございます。

○議長（田中 敏靖君） 21番、三原議員。

○21番（三原 昭治君） 何でも比べるときは下と比べたら上に見えるんですけど、上と比べると低く見える。これ35%というのは私は高いとは思っておりません。どんどんどんどん、これ何でも一番という言葉、最近一番が聞こえんようになりましたけど、ぜひ全国で一番の普及ということになっていただきたいなと思います。

そして、先ほども紹介ありました75歳以上の高齢者世帯に対しては、防災ラジオは無償で提供されているということですが、この状況を教えてください。

○議長（田中 敏靖君） 総務部長。

○総務部長（白井 智浩君） 御質問にお答えいたします。

75歳以上の配布につきまして、今、1万6,700世帯ほど75歳以上の方がいらっしゃる世帯がおられますが、その中で1万2,800世帯、76.7%でございます。

以上でございます。

○議長（田中 敏靖君） 21番、三原議員。

○21番（三原 昭治君） これはもう完全に他市と比べても77%と胸を張って言えると思います。しかし、その対象の中の約1万6,700世帯のうち1万2,800世帯、これ差し引きすると、いまだ3,900世帯の方がまだ受け取られていないと、この受け取られていない理由というのは何ですか。

○議長（田中 敏靖君） 総務部長。

○総務部長（白井 智浩君） スマホを持っておられる方で必要ないという方が多数いらっしゃることは認識しております。スマートフォンで先ほど申しました強制的な、ドコモで言いますとエリアメールというようなものが入ってまいりますので、それで十分だと言われる方は受け取らないという状況がございます。

以上です。

○議長（田中 敏靖君） 21番、三原議員。

○21番（三原 昭治君） エリアメールがどの時点に入ってくるかですよね。どこの時点でそれが入ってくるか。それよりもっともっと早く入ってくるのが防災ラジオ。もう準備もできるし率先避難って、私は昔から率先避難という言葉を使っていますが、そうなればスマホよりははるかに精度が高いと私は思っております。

それと市内の各所に防災行政無線、屋外スピーカーというのが設置されています。これは先ほどの質問でもありましたが、ずっとこの質問がありますが、聞こえが悪いということでもありますけど、いろんな声に対してどのような改善をされてきたかお尋ねします。

○議長（田中 敏靖君） 総務部長。

○総務部長（白井 智浩君） 御質問にお答えいたします。

防災無線は雨が降って窓を閉めているときに聞こえにくいというのは確かでございます。新規で設置する箇所につきましては、いわゆる聞こえる距離が延びる形で対応させていただいております。以前、56か所であったものも60か所に増やして全体をカバーする形で防災無線を設置したというところでございます。



○議長（田中 敏靖君） 21番、三原議員。

○21番（三原 昭治君） ずっと言われてきて4か所、それでもまだ今聞こえないと。これ、雨が降ったり風が吹いたりするとみんな窓を閉めていますよね。こんなときに窓を開けている人はあまりいないと思いますけど、スピーカーから聞こえる声がほとんど聞こえない。私のことを言って申し訳ないんですけど、うちも全然聞こえませんが、周りにありませんから聞こえませんが。ラジオがありますからラジオで聞いておりますけど、これは全部聞こえるようにするというのは多分、物理的に不可能だと私は思います。

そこで、今、先ほどありました75歳以上の方、ラジオ77%ということで、スマホということも言われましたけど、やはり高齢の方はデジタルよりは昔からあるアナログともいえるラジオのほうが、そっちのほうがやはり有効的というか好まれることが多いんですよね。だから、75歳以上の方が77%というのは私はそれを表しているのではないかと思います。

そこで、少し池田市長にお尋ねしたいんですけど、市長は就任当初から市民の命が第一、防災に強いまちづくりを強調されてきました。また、今議会においても防災は市政の第一目一番地ということで重要課題と力説されましたが、改めまして、その防災に対する思いをお聞かせください。

○議長（田中 敏靖君） 市長。

○市長（池田 豊君） 私は本当に市長就任以来、これまでも防災に関わってまいりましたので、市民の皆様が命が第一ということで取り組んでまいりました。そうした中で災害時におけますこの防災ラジオ、これにつきまして75歳以上の方には無償ということをして令和3年度から導入させていただきました。

そして、一番の大切なことは、昨日の答弁でも申し上げましたけれども、危ない方には必ず、だからこの間かなりとおっしゃいましたけれども、この中で残り2割、3割の中ですけれども、危ないところに住んでいらっしゃる方が持っていなかったらそれは大きな問題だと思いますので、イエローゾーンとかそういうところに本当に危険な方には100%を目指して届くような形で、今、指示しているところでございます。

また、防災無線等につきましては、先ほど議員がおっしゃいましたように、もう100%は無理でございます。ただ、それが聞こえれば、何かが起きているということで市民の皆様がほかの手段によって情報を確認していただけるような体制というか、それを取っていきたいと思っております。

○議長（田中 敏靖君） 21番、三原議員。

○21番（三原 昭治君） 一応、外で音がすれば何か起きていると人は思うかもしれ

ません。

先ほども土砂災害警戒区域について、昨日の質問の中で5,000件を対象に出向いていくということ、今も市長がおっしゃいました、私もこれは年齢に関わらずそういう高いリスクがある人の世帯にはラジオを勧めてあげてほしいと思っております。

また、市長は答弁で確実に伝えるための方策も検討していると、どのような手段がいいのか、情報伝達を確実に伝えるための方策を検討しておると述べられました。ぴったしの方策があります。それは先ほどから申しました無償提供を行っている75歳以上を今度は70歳以上に引き下げるということで、さらに確実に伝わる、伝達ができると思います。

先ほど部長の当初の答弁の中に「確実な情報手段」という言葉を言われました。今ある中で、私は確実な情報手段の一つだと思っております。先ほども言いましたが、75歳以上の防災ラジオの普及率は77%、これは結構高い、結構というかかなり高い、私は数字だと思っております。

そして、市長は、今、防災に対する思い、これまでも口が酸っぱくなるほど防災、防災ということをおっしゃられ、それが実行されてきております。私は平成21年に災害を受けた右田に住んでいる1人として本当に強く頼もしく思っている次第でございます。

そこで、今、防災に対する市長の思いを形にするいい機会ではないかと私は思っております。今申しました75歳以上を70歳以上に引き下げて、もっともっと確実にその情報伝達ができる体制をつくっていただきたいと思っております。そこで、ぜひ、その情報伝達には迅速な判断が必要です。ここで無償化を、よし、分かった、やりますという、その果断を下していただきたいと思っておりますが、市長いかがでしょう。

○議長（田中 敏靖君） 市長。

○市長（池田 豊君） 災害時にいかに、先ほど申し上げましたように危険な地域の方々に対して100%と言ったらうそになるかもしれませんが、確率を目指してやれる方法について、今、議員がおっしゃったものも一つだと思っておりますけれども、どのようにしていくかということはこれから検討して、来年の当初予算というか出水期までには方策が出せるように、また急いでいきたいと思っております。

○議長（田中 敏靖君） 21番、三原議員。

○21番（三原 昭治君） よし、やるぞと言われることを期待して、今、言ったんですけど、それはちょっと浅はかでした。

その方策を考える中の一つとするということで、本当にこれは、今、スイッチを入れてなくても勝手に起動してくれるというのはすごいことです。みんな電気代がもったいないからと切る人が多いんです、切っても声が出てくるという。やはり、これをぜひひと

つ入れていただきたいということを強く願います。

それで最後になります。防災の解説本に面白いとか興味深いことがちょっと記載されていたので御紹介いたします。防災の取組が難しい理由1位というのがありました。御存じか御存じじゃないか分かりません。ここでは質問しません。1位というのがありました。それは災害がいつ来るか分からないので緊張感が保てない。まさしく私もそのとおりだと、幾らいろんなことを言われていろんなことをさせられても、本当に災害というのはこれはあっちゃいけないんですけど体験しないと分かりません。もう一度、平成21年の災害を思い浮かべると、私たち右田、小野、そちらの方面は大変な状態になっているのに町の中は何にもないんです、何もない。ただ水がようたくさん増えた、側溝から水が上がったぐらいの程度です。だから、なかなかそこが保てないというのが人間だと思っています。ぜひ、そういう点についてもこれから対策、対応を考えていただきたいということで、この項の質問を終わります。ありがとうございます。

次に、2点目の自治会活動に係る会館の防府市地区公共用施設補助の見直しと防府市交通安全推進員制度の廃止について質問いたします。

地域住民のコミュニティ活動の拠点である自治会館の新設や修繕などに対する防府市地区公共用施設補助については、これまでも何度か質問させていただきまして、バリアフリー化の30万円未満を認めてもらったり、バリアフリー化を使った場合は次は5年まで補助金は交付できませんという規則を改正してもらったり、いろいろしてもらっております。しかし、今回は新設補助に関わることについて、これが事前に要望書、見積書、写真、見取図を提出し、翌年対応となっていることについて御質問いたします。

多額の費用を要する新設についてはともあれ、修繕などにおいては翌年度で対応ではなく、現実的に、今、不備なんだから、前年実績じゃなくて予算実績で予算を組み、円滑な自治会運営を進めることができるよう、この事業内容を私は見直すべきだと考えますが、お聞かせください。

また、交通安全推進員においては、市の交通安全推進員設置要綱に基づき、単位自治会が推薦し、市長が依頼しています。しかし、その活動の実態はほとんどなく、一方では選出に苦慮している自治会も多くあることなど、現状にそぐわない制度であります。よって、この制度の廃止を含め見直しをすべきではないかと思いますが、お考えをお尋ねいたします。

○議長（田中 敏靖君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 三原議員の自治会活動に関わる会館の市地区公共用施設補助の

見直しと、市交通安全推進員制度の廃止についての御質問にお答えいたします。

三原議員におかれましては、長年にわたり自治会長として地域に貢献されておられますことに、心から敬意を表します。

私は明るく豊かで健やかな防府をつくるためには、地域と行政が一体となってまちづくりを進めていくことが大変重要であると考えており、自治会におかれましては、防災、福祉、青少年の健全育成、環境美化、交通安全、防犯など、暮らしやすい地域づくりのために御尽力いただいていることに改めて感謝を申し上げます。

まず、お尋ねの地区公共用施設の修繕等の補助金を見直すことについてです。

本市では、自治会活動の拠点となる地区集会所、いわゆる自治会館の新設または修繕等を自治会で行われる際には、地区公共用施設補助金により要する経費の一部を補助いたしております。

この補助金につきましては、三原議員からの御提案もあり、これまで既存建物の取得を補助対象とするほか、バリアフリー化工事については対象工事経費30万円以上のものに限るという制限を撤廃する等、制度の見直しを図ってまいりました。

こうした中、地区公共用施設補助金は前年の夏に翌年度の自治会館の修繕等の予定を各自治会にお聞きし、御要望額を勘案した上で計上しております。

こうした中、議員から、翌年度対応ではなく前年度実績等による予算組みを行うよう見直すべきとの御提案でございます。

私も同様に、地区公共用施設補助金については、年度途中において自治会館の修繕が必要となった場合にも、迅速に対応できるようにすべきと考えております。

このため、この地区公共用施設補助金につきましては、これまでの実績を踏まえ、一定の枠を設け、柔軟に対応できる予算とし、来年度から実施していきたいと考えております。

なお、新設につきましては、財源の確保等の問題もあることから、これまでどおり事前に御要望をお聞きすることとさせていただきます。

次に、交通安全推進員制度の廃止についての御質問です。

本市では、自動車の普及に伴い、交通事故が急激に増加したことから、昭和51年に交通安全推進員制度を開始して、以来およそ半世紀にわたり交通立哨や交通安全意識の啓発など、地域の皆様に推進員として交通事故防止に御協力をいただいていたところです。

現在では、子どもたちの登下校時の安全を確保するために自主的に活動されている約700名のみまもり隊や、地域の交通安全活動のリーダーとして山口県が委嘱いたします地域交通安全活動推進委員など、交通安全推進員制度が創設された当初と比べ多くの皆様が交通事故防止に向けて活動されておられます。

その中には、交通安全推進員と兼務されている方も数多くおられることから、制度を分かりやすく見直す必要があると考えております。

そうした中で、市の自治会連合会からも制度の見直しについて同様の趣旨の御要望をいただいたところであり、この交通安全推進員制度については、現在、廃止した場合に問題がないかを確認する等、見直しに向け、調整を進めているところでございます。

今後も、自治会連合会や自治会からのお声をしっかりと聞きし、「地域のことは地域で」を原則としながらも、様々な観点から既存の制度を見直す等、地域と行政が一体となった住みよいまちづくりに取り組んでまいります。

以上、御答弁申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（田中 敏靖君） 21番、三原議員。

○21番（三原 昭治君） 前向きな答弁、大変ありがとうございます。

修繕については、もう来年度から一定の枠を設けて対応していただくということですが、ちなみにどうしてこういう質問をしたかということがここにいらっしゃる方もちょっと理解をしていただきたいという点において、この修繕に関する補助事業の実績をちょっと教えていただきたいと思います。令和元年度から4年度の実績をお願いします。

○議長（田中 敏靖君） 総合政策部長。

○総合政策部長（永松 勉君） お答えいたします。

実績についてでございますが、令和4年度、修繕7件で339万4,000円、令和3年度、修繕等14件ございまして464万3,000円、令和2年度、実績件数9件でございまして297万8,000円、令和元年度、修繕等6件でございまして204万8,000円となっております。

以上でございます。

○議長（田中 敏靖君） 21番、三原議員。

○21番（三原 昭治君） 皆さん、数字を聞いてお分かりだと思うんですけど、令和元年度が6件で204万円、2年度が9件で297万円、3年度が14件で464万円、4年度が7件で339万円、この額がどのようになってきたのか分かりませんが、私は市の行う事業においてそう難しい額では全くないと思っております。この額が前もって申請されて次の年ではないと適用できませんという制度自体が大変首をかしげるというか、おかしなことだなと思っております。恐らく市長も同じように、この額で何で次に回すんだろうと思われておりますから、来年度からやりますと答弁いただいたと思います。

ちょっと疑問なんですけど、これ施行が、交付事業の規則ができたのが昭和35年、今から63年前、市長が3歳のときにできたわけですね。それで、私の目が悪いのかどう

か分かりません。その規則を読んだんですけど、今やっている手法が、この規則の中には私には分からない、どこにあるか。こういうふうな対応をしますという、前年度の要望で次年度の対応になりますということがちゃんと明記してあるはずなのに、私が幾ら探しても分からないんですけど、どこに明記してあるかちょっと参考にまで教えてください。

○議長（田中 敏靖君） 総合政策部長。

○総合政策部長（永松 勉君） 御質問にお答えいたします。

この補助金の交付規則につきましては、補助金を支給するに当たってのいろいろな取決めを書いてございます。事前に御要望をお聞きしていたことにつきましては、予算を見積もるに当たって確認させていただいたものでありますので、この規則自体にはそういったことは規定しておりません。

○議長（田中 敏靖君） 21番、三原議員。

○21番（三原 昭治君） ですよ、幾ら探してもないんです。どうかなと思うけど、誰がいつどこでどのようなこの規則を勝手につくられたのかなと思います。行政たるやり方では、私はないと思います。きちんと行政は、その仕様も全部されていると思いますので、これはどうかなと思いました。

それと、もう本当はいい答えをいただいているから質問をやめなさいと思われるんですけど、ついでに、この修繕の場合の上限が30万円に限るとあるんですが、これはどの時点から30万円以上になったのか。それをちょっと、最初から30万円なのか。30万円の根拠は何なのか、答えにくいとは思いますが、答えられる範囲でいいですからお願いいたします。

○議長（田中 敏靖君） 総合政策部長。

○総合政策部長（永松 勉君） 御質問にお答えいたします。

対象事業費を30万円というふうに改正されたのは、昭和62年でございます。それまでは10万円以上ということになっておりました。その改正につきましては、議員が言われるようになかなか当時の資料等もいろいろ探してみたんですけども、明確に30万円にする基準といいますか根拠といいますか、そういったものが残っていないような状態にして、はっきりとしたことが、今、ちょっと根拠自体を申し上げることができません。

以上でございます。

○議長（田中 敏靖君） 21番、三原議員。

○21番（三原 昭治君） 根拠が示されないということですよ。

それと、ちょっとよく私分らないんですけど、この補助の対象の中に地区集会施設と児童遊園というのがあります。この児童遊園というのは何ぞやとずっと考えるんですけど、

これはどういうものなんですか。

○議長（田中 敏靖君） 総合政策部長。

○総合政策部長（永松 勉君） 御質問にお答えいたします。

この補助金の交付規則第1条の目的では、住民が共同出資して行う公共用施設事業に要する経費に市が補助するための事項を定めるというふうに書いてございまして、その対象とする施設が地区集会所と児童遊園というふうになっております。したがって、ここでいう児童遊園というのは市が設置管理しているものではなくて、自治会において設置管理されている子どもの遊び場みたいなものだというふうに思っております。

ただ、規則でこの児童遊園が何なのかというふうに具体的によく分かりませんので、そのあたりは規則を分かりやすいように改定したいなというふうに、今、検討しているところでございます。

○議長（田中 敏靖君） 21番、三原議員。

○21番（三原 昭治君） ついでに、今の説明は共同で地区の住民とか市民が設置されたという、今、どこに何か所ぐらいありますか。

○議長（田中 敏靖君） 総合政策部長。

○総合政策部長（永松 勉君） 自治会において設置されている箇所数については、すみません、把握してございません。

○議長（田中 敏靖君） 21番、三原議員。

○21番（三原 昭治君） 全く同じ名前で児童遊園というのが、たしか子育て支援課の所管であると思うんですが、その実態を教えてください。

○議長（田中 敏靖君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（石丸 典子君） 今、子育て支援課のほうの要綱で設置しておる児童遊園は、地域における児童の健全育成施設として野外に設けている小規模な遊び場ということで、今、市内に22か所ございます。

以上です。

○議長（田中 敏靖君） 21番、三原議員。

○21番（三原 昭治君） 恐らくは先ほど言いました市長が3歳のときの規則ですから、私もいろいろ考えたけど、皆さんも同じと思う。多分、あるかないかも記憶にないぐらいのことがここに載っているわけです。先ほど申されました手法についても確かな明記はされていない。そして、30万円という根拠も分からない、10万円から30万円にした根拠も分からない。今、児童公園についてもよく分からないということなんですよ。だから、それをとやかく私は言うのではないんですけど、いま一度、もう市長が

3歳のときにできたこの規則、それが、今、私たち現在生きている人間が読んで確認しても分からない、なおさら分からないのは市の方も分からないというようなこの規則がまだ存在しているということが私はいけませんと思うわけです。おかしいと。だから、いま一度、これを洗いざらしにやはりもう一度見直して、やはり今に、現在にあった規則にやはりちゃんと改正すべきだと。

先ほど市長も前向きな答弁をいただいて、それを今度は改正の中に私はちゃんと入れてもらうということをお願いしたいし、本当は30万円以上をもっと下げてください、というのが、今、自治会もどんどん人口が少なくなる。若い人が入らないと、うちは99.9%の加入率ですけど、入らないということで悩んでいる方はたくさんいらっしゃる。ということは、会費が少ないということは財源もだんだん少なくなってくるということなんです。だから、そういうことも今日はそれも言いたかったんですけど、あまり市長が最初からいい答弁をいただいたので頭がぼーっとして、そこまで頭が回りませんでしたけど、ぜひそれも加味してもらって、入れてもらって全体を見直すということをお願いしたいと思いますが、いかがですか。

○議長（田中 敏靖君） 市長。

○市長（池田 豊君） 自治会の補助金については、議員がおっしゃったように、今、全般に見直しというか地域活動の今の問題もございまして、そうした面で全体を見直そうとしております。いろんな地域活動ありますので。そうした中で答弁申し上げました地区の公共施設補助の見直しについては前倒して、これは先行して来年度したいということとございまして。そういう観点でありますので、当然のことながら、それに基づきまして規則、要綱等についても全面的な見直しを今後することになると思います。よろしく願いいたします。

○議長（田中 敏靖君） 21番、三原議員。

○21番（三原 昭治君） とにかく、その不備な部分はその年に直せるということは大変うれしいことなんです。というのが、1つ事例を挙げますけど、私のところなんかでも床がふにゃふにゃなる箇所が何か所もある。だからって、今、緊急を要するのかな、どうかと言いながら、会議をやるたびに嫌な気分でそこを通らなければいけないんです。だけど、その年に対応してもらえれば、じゃあ申請しよう、認めてもらった、じゃあすぐ直ったと、良くなったと、また快適に会館が使用できるんです。それがまた私は円滑な自治会活動につながってくると思っておりますので、今日は市長が前向きな答弁をいただいたのでありがとうございますとお礼を申し上げて、私の質問を終わります。ありがとうございました。



○議長（田中 敏靖君） 以上で、21番、三原議員の質問を終わります。

---

○議長（田中 敏靖君） 次は、1番、吉村議員。

〔1番 吉村祐太郎君 登壇〕

○1番（吉村祐太郎君） 会派「自由民主党」の吉村祐太郎でございます。自由民主党の名前に入っているように、自由奔放に質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、1つ目のDX化の今後について簡潔にお聞きいたします。

現在、市役所では、RPA——ロボティック・プロセス・オートメーションで一部業務を行っておりますが、費用対効果はいかがでしょうか。また、今後どのようにRPAを展開していく予定なのか、お聞かせください。

○議長（田中 敏靖君） 1番、吉村議員の質問に対する答弁を求めます。総合政策部長。

○総合政策部長（永松 勉君） 吉村議員のDX化の今後についての御質問にお答えいたします。

幅広い産業で人手不足が深刻化する中、本市も決して例外ではなく、この課題を解決するためにDXを推進する必要がございます。

そうしたことから、10月に開催した市長を本部長とする防府市デジタル推進本部において、市民サービスの向上と事務の効率化を同時に進めるためのDX推進について改めて確認したところでございます。

現在、本市ではDXの推進に当たり、市民のためにどのように業務を変えていけばいいのかという意識を職員一人ひとりが持つことが何よりも重要であると考えております。そのため、若手職員20名で構成するDXワーキンググループや各所属へ配置したDX推進リーダーに対し、DX推進による業務変革に関する研修に集中的に取り組んでいるところでございます。

こうした中、議員御質問の定型事務を自動化するRPAにつきましては、昨年度から課税事務における土地異動登録や学校給食費口座振替依頼書入力業務などの6業務に導入し、現在、新たにインフルエンザ予防接種支払確認業務や軽自動車税課税台帳登録業務などの8業務の導入に向けた試行を進めております。

導入効果につきましては、入力ミスなどの削減のみならず、自動化により削減した時間を企画立案等のより付加価値の高い業務に取り組む時間に振り替えることができるなどの効果があります。

また、運用にかかる経費約500万円に対し、現時点、6業務において既に約300時

間を削減し、約60万円の人件費に相当する費用面での効果も得られているところでございます。

こうしたことから、1つでも多くの業務にRPAを導入し、大きな費用対効果が得られるよう取組を進めているところでございます。

さきに申し上げたDX研修により、業務改革を実現する手段としてRPAを活用する機運が高まっております。さらに、いよいよ1年後に供用の始まる新庁舎のスマート窓口においてもRPAを導入し、人に優しく便利で早い窓口を実現することとしております。

今後も、引き続きDX研修等の実施により、業務改革の意識を一人ひとりの職員に根づかせ、RPAの活用拡大をはじめとしたDXの推進に取り組んでまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（田中 敏靖君） 1番、吉村議員。

○1番（吉村祐太郎君） 前向きな御答弁ありがとうございました。

思ったより何か60万円という数字が少ないような気もしないこともないんですが、まだ始めたばかりですので、致し方ない部分はあるかと思えます。今後、しっかりと早い段階で効果が最大化されるように取り組んでいただきますよう要望いたします。

また、現代社会において努力が一番大切という風潮を様々な場所で耳にすることがありますが、DX化においては無駄な努力をせず、少ないリソース、つまり少ない人員と少ない費用で効果を最大化することが必要です。無駄を省いて、いかに生産性を上げるかは組織内のやる気のない有能な方のアイデアをいかに吸い上げるかにかかっております。やる気のない有能と表現いたしました、やる気のある有能な方は気合や根性でちょっとこっそり遅くまで残って解決してしまうケースもありますので、あえて少ない労力で効果を最大化できる、やる気のない有能な方の発掘もお願いいたします。

それとDXに関して人材的な面で、市役所と民間企業との待遇に大きな乖離があることに関しても問題があると私は考えております。社会人としての価値は年齢で上がっていく部分も少なからずありますが、必ずしも年齢と価値は比例するわけではないので、専門的な知識と技術を持つ優秀な人材を今後確保するために、年齢に関係なく好待遇になるような制度改革も今後必要になってくるであろうということも申し添えさせていただきます。それらの点をしっかりと踏まえた上での今後の改善を期待しております。

続きまして、2つ目の自治会の必要性と今後について質問いたします。

現在、市内で自治会の加入者は徐々に減少しつつ、役員の手が足りないかと相談を受けることもあります。

先日の新田自治会連合会との意見交換会におきましても役員の手不足という議題が

上がりました。私自身、現在は自治会を卒業させていただきましたが、28歳から2年間、右田新町自治会の自治会長を成り手不足により経験させていただきました。自治会長の任期中に第3子も生まれ、家庭も忙しくなる中、世代間の価値観の違いでたくさんの無駄な苦勞をさせていただきました。様々な会議の中で昔からやっている、いや、提案者が嫌いだから理由は後づけで反対するなど、おおよそ理論的ではない判断は反面教師としては最高の材料であったこと、また、物事を判断する役員としてはとても理解できない感情による判断を目にできたことから貴重な経験をさせていただいたことを大変感謝しております。

そもそもSNSの普及した現在では、自治会の代わりになり得るコミュニティも複数存在し、そもそも自治会自体のニーズが減少しております。

現に、本市の加入率は平成24年に統計を取り始めた際は82.8%でしたが、年々加入率は下がり、直近の令和5年では74.5%と8.3%も下がっております。簡素な計算ではありますが、現在、未加入世帯は全体の25.5%、約4分の1の8,900世帯程度あります。

自治会内部による改革は当然必要ですが、市としても後継者不足等の改善に向けて自治会の負担を軽減するべきだと考えております。

そこでお伺いいたします。今後、自治会の負担軽減を図るために、これまでの市広報2回をデジタルを活用した配信や配布方法などの在り方を見直し、自治会の負担を軽減しつつ、より幅広く誰もが情報を入手しやすくなる工夫が必要だと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（田中 敏靖君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 吉村議員の自治会の必要性和今後についての御質問にお答えいたします。

市広報は、市民の皆様には市政情報をお伝えする手段として昭和25年7月に発行を始めて以降、健康福祉、税、各種催しなど、暮らしに関する大切な情報を発信してまいりました。私はいつの時代でも行政は市民の皆様が求める情報を伝える責任があり、そして、その情報は確実にお届けすることが第一であると考えております。市民に愛される市広報を目指して、私は市長に就任して以降、絶えず内容の刷新に取り組んでまいりました。

この取組の中で、発行回数について、自治会の負担軽減の観点から見直しを検討するため、平成30年——私が市長就任した直後でございますけれども——市民アンケートを行ったところ、発行は15日置きがよいという声が多く、月2回の発行を継続してきた経緯がございます。

その後も内容について常に見直しを行い、今年4月からは1日号を、写真を多用した「情報ほうふ」に、15日号は、お知らせ記事を集約した「お知らせほうふ」として、特徴を持たせた発行をいたしております。

「情報ほうふ」は、動いている防府の今、四季折々の元気で魅力のある防府を紹介しており、見るだけでも楽しいと好評をいただいております。このように「情報ほうふ」は、市内はもとより、市外にお住まいの方にも防府の魅力をお伝えするものとして、広報戦略の重要なツールともなっています。

また、「お知らせほうふ」のほうは、様々なお知らせ記事を集約したことで、確実に情報が分かるとの声をいただいております。

こうした中、先日も自治会連合会のほうから、広報物配布について、役員の負担軽減につながる見直しの要望が出されたところでございます。

市広報の発行回数は、現在、月2回を維持しているものの、これまでの改善によって、「情報ほうふ」、「お知らせほうふ」ともに、掲載記事の内容はそれぞれ1か月単位にまとめしております。

また、まとめたことで、特に、分かりにくくなったとか、そういう声は伺っておらず、大きな支障はないものと考えております。

自治会連合会からも要望をいただいておりますので、私は自治会の皆様の負担軽減となるよう、今後、市広報の配布回数について見直しをしてみたいと考えております。その際には、改めて関係者の皆様の御意見もしっかりとお伺いしたいと思っております。

市広報には、皆様の暮らしと行政をつなぐ大切な役割がございます。今後も自治会の皆様にはそのパイプ役としてお力添えをいただきながら、情報を確実に届けることを第一とした見直しを進めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（田中 敏靖君） 1番、吉村議員。

○1番（吉村祐太郎君） 前向きな御答弁ありがとうございました。私、日頃から自治会をぶっ壊そうと活動しておりますが、誤解がないように申し上げておきますと、私が壊したいのは、無駄なおきてやしきたりに縛られている未来が見えていない一部の残念な自治会だけでございます。今、市長も検討していくと言われましたが、私、家になんせ市広報が自治会員じゃなくて来ないもので、なかなか確認するすべがないんですが、周りの方に聞いてみようと思っております。楽しみにしております。

最後になりますが、今後、過去にとらわれて未来志向ができない、変化していけない一部の自治会関係者の方々や、他団体の能力や器が足りないのに血筋だけで役をいただい

いるようなかたくなに変化を拒む一部の世襲の方たちが、自分たちがいかに時代の流れをせき止めて愚かなことをしていたか深く理解し、潔く引退されるか、改心されることを切に願ひまして、私の質問を終わります。

○議長（田中 敏靖君） 以上で、1番、吉村議員の質問を終わります。

---

○議長（田中 敏靖君） 次は、10番、和田議員。

〔10番 和田 敏明君 登壇〕

○10番（和田 敏明君） 会派「正論」の和田敏明です。それでは、通告に従ひまして、大きい項目で2点質問したいと思ひます。私も自治会長をやっておりますので、先ほどの言葉を胸に入れておりましたが、いろんな思ひで聞いておりましたが、切り替えて質問していきたいと思ひます。

校則についてということですが、基本的に、これ議長に許可を得ておりますので、私、市内の各学校から校則を頂いております。まず、御協力に感謝申し上げますとともに、校則という括りがなくて、何々の決まりだとか、何々の暮らしとかいうふうには呼称されておりますが、ここでは一括してということで、校則についてということで質問させていただければと思ひます。

それでは、質問に入ります。

御承知のとおり、私は令和4年3月と12月議会の一般質問で、防府市立小・中学校の校則の見直し状況についてお聞きしておりますが、初めて聞かれる市民の方もおられるかと思ひますので、前回質問した経緯について述べたいと思ひます。

これまでの学校の校則は、時代や社会環境にそぐわず、不合理的で不適切などと指摘され、ブラック校則と呼ばれる決まり事が散見されていたことから、実際に今の時代に合う校則に見直すべきという声もあり、文部科学省はこれまでの校則内容の実態調査や、生徒、保護者へのヒアリングなど、校則の見直しに関する取組を行い、令和3年6月8日に校則の見直し等に関する取組事例についての事務連絡を發出しております。その内容は、校則の見直しにおいて生徒の意見を尊重し、学校の教育目標や児童・生徒の成長を踏まえて、合理的かつ適切なものとなるよう努めることが示されています。また、その見直された校則を学校のホームページで公開することなど、生徒指導提要案が出されております。その後、全国各地の学校で校則の見直しが行われてきました。しかし、いまだにブラック校則が残っていると報告されております。このような校則は、児童・生徒の権利を侵害し、学校生活の自由を奪うものです。また、生徒の主体性や自立心を育む上で大きな障害となっております。このことから、以前、幾つかの小・中学校の協力を得て、校則の見直し状況に

ついて調査したところ、私がお聞きしたほとんどの学校で、まさに今、見直しをしておりますとの説明がありました。

しかしながら、前回の一般質問では、既に見直しをしたと、実態と異なる答弁がなされました。その後も継続して、私なりに学校関係者、あるいは児童・生徒の保護者を通じて独自に調査を進めておりますが、児童・生徒の権利を侵害し、学校生活の自由を奪ういわゆるブラック校則の解決には至っていないと思われれます。また、ホームページで校則を公開している学校はほぼ確認できませんでした。

防府市教育振興基本計画では、教育のまち日本一を念頭に、急速に進む少子化や激変する社会全体への対応を問題視しながら、児童・生徒の権利を侵害し、自由を奪っている校則ですら見直しが進んでいない状況にあります。

そこでお尋ねいたします。

まず最初に、見直しの一番の要因となっているブラック校則とは、どのような校則を示すのでしょうか。できるだけ具体的にお願いたします。

2点目に、市内の各小・中学校の現在の校則に、1点目のブラック校則に該当するものはあるのでしょうか。

3点目に、見直しは本当に進んでいるのか。もし進んでいないのであれば、その要因は一体どこにあるのでしょうか。

4点目に、少子化対策はもとより、子どもを大切に育てるためには有意義な学校生活を送れる環境づくりを進めていくことが教育上最も大切なことではないでしょうか。

以上、4点についてお尋ねいたします。

○議長（田中 敏靖君） 10番、和田議員の質問に対する答弁を求めます。教育長。

〔教育長 江山 稔君 登壇〕

○教育長（江山 稔君） 和田議員の校則についての御質問にお答えいたします。

令和4年12月に改訂された生徒指導提要に示されているとおり、校則とは、健全な学校生活を送り、よりよく成長・発達していくために設けられた児童・生徒が守るべき学習上、生活上の規律として定められたものでございます。社会通念上合理的と認められる範囲において、教育目標の実現という観点から校長が定めております。

学校を取り巻く社会環境や児童・生徒の状況は常に変化するため、校則も時代とともに変化してきております。

1点目の、ブラック校則とは、どのような校則を示すのかについてお答えします。

先ほど申し上げましたとおり、校則とは、児童・生徒が健全な学校生活を送り、よりよく成長・発達していくための学習上、生活上の規律として定められております。

例えば、かつて行われていた一律に丸刈りを強制する、あるいは自毛を強制的に染める、防寒着を禁止するといった校則のように、現在では社会通念上合理的と認められる範囲を逸脱しているものが議員御指摘のものと考えております。

2点目の、市内の各小・中学校の校則にブラック校則に該当するものはあるのかについてお答えします。

各学校で、校則の内容についてその時々の子童・生徒や保護者と共通理解を図りながら、学校や地域の実情に即して見直しが行われております。そのため、適正な校則になっているものと思います。

3点目の、校則の見直しは本当に進んでいるのか。進んでいないのであれば、その要因はどこにあるのかについてお答えします。

学校を取り巻く社会環境や児童・生徒の状況は常に変化するため、校則の内容は、児童・生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏まえたものになっているかなど、各学校で絶えず見直しを行っております。

4点目の、少子化対策はもとより、子どもを大切に育てるためには、有意義な学校生活を送れる環境づくりを最重要課題として推進すべきではないかについてお答えします。

議員御指摘のとおり、児童・生徒が有意義な学校生活を送る環境づくりは大切なことだと考えております。

教育委員会といたしましても、児童・生徒が自主性を育み、一人ひとりの力を遺憾なく発揮することができる環境づくりに努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（田中 敏靖君） 10番、和田議員。

○10番（和田 敏明君） 御答弁ありがとうございます。幾つか再質問をさせていただきたいと思いますが、ちょっと驚いております。適正な校則になっていると。どうも私と見るものが違ったのか、私は市内小・中学校の様々な学校の決まり等、いわゆる校則を見て、今、そのようになっていないと判断しております。

前回の質問のときにも少し行き違い、少しというか根本的な行き違いを感じていたのですが、毎年毎年校則というのは見直されていると思われまます。それは、適切に行っておられるというふうに思います。しかし、ここで私が示しているのは、そういうことではなくて、文科省から通達が来て、それに対して色指定であったり、髪の色指定であったり、そういったものを抜本的に見直すということです。まず、ここに立ってこの質問をしないと、軽微な見直しの話をしてはいるこの質問は成り立たないと思われまますので、まず、ちょっとそこを認識していただけますか。

○議長（田中 敏靖君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） お答えします。

先ほども申しましたように、学校の中での見直しをするのに、抜本的にというか、社会に合ったようにということでやるんですけど、その中において、今までの文書というか、決まりが残っていたり、そのまま変わったものもございますし、そういったのが現状でございます。

○議長（田中 敏靖君） 10番、和田議員。

○10番（和田 敏明君） 確かに、幾つか色指定だとか改正されているところはありません。例えば、そういった色指定なんかを廃止することで、通学用、家庭用の2種類のをそろえる必要がなくなれば、僅かではありますが、本市が目指している子育て世帯の負担軽減にもつながります。その中で、見直しがされていない、例えば靴とか靴下とかよく目立つんですが、それが見直されている学校と見直されていない学校があります。まず、そこは理解されているでしょうか。

○議長（田中 敏靖君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） 靴下の件を前回でもいろいろお話をしましたが、小学校のほうで白指定だったのが、ほとんどの学校が黒と紺を許可しています。それから、中学校のほうも半分ぐらいがそういった色にしています。それは、なぜそうなったかという部分においては、議員も前回言われたように、汚れの件であったり、家庭の負担であったりとか、そういう意見が出て、それを受けて、学校のほうで合理的であるということでそれを入れたというふうに答えが来ています。ただ、靴については、白を基調としたという、ちょっとそういったぼかした表現ですが、今のところまだそれで学校の中での話合いが進んでいるところでございます。

○議長（田中 敏靖君） 10番、和田議員。

○10番（和田 敏明君） できている学校とできていない学校がある。これはすごく不平等じゃないでしょうか。教育委員会としての大きな役割の一つとして、中立公正を保つという役割があると思います。これについて、校則を横並びにして各学校にそういった確認、指導ということは、きちんと教育委員会としての役割を果たされているのでしょうか、校長任せになってはいませんか、お尋ねいたします。

○議長（田中 敏靖君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） 先ほど議員が言われた令和3年の6月に提要が出て、校則を見直ししようというあたりから、学校で見直しをしようという話をして、今回も調べたところ、変わっている学校、変わっていない学校がありますので、そういった状況につ



いては常に校長会と生徒指導部会のほうに流しています。その中で、やっぱり進んでいる学校について、こういう経緯で進んだと、あるいはここをこうしたというあたりについて、その会議の中で発言をしてもらって、遅れていると言ったらおかしいんですけど、大きな改革になっていないところについてはまたやっていきましょうという形で、常に見直しをこちらではお願いしているという形になっております。

以上です。

○議長（田中 敏靖君） 10番、和田議員。

○10番（和田 敏明君） 教育委員会としては、そういったことをしっかりと促しているということによろしいですか。

校則に関する教育委員会の役割としては、大きく3つあると思います。まず、校則の制定、改正の審議、そして校則の遵守状況の確認、指導、そして校則に関する苦情の処理という大きく分けて3点あるかと思います。

校則は、学校教育の秩序と安全を維持するために必要不可欠なものです。しかし、校則が児童・生徒の権利を不当に制限するものではあってはなりません。ここからです。ここまで多分学校でいろいろ審議されて、決まり事が決められると思います。

ここからです。教育委員会は、校則の制定、改正の際には、児童・生徒の権利を尊重し、学校教育の目的や目標に適合した校則を制定、改正するように努める必要があります。今の現状を見る限り、もう少し踏み込んだ対応が必要なのではないかと思います。今いる児童・生徒たちが理不尽な思いをしない。一番重要なのは、教育長、校則に理由があるかどうかなんです。全ての教師が生徒から尋ねられたときに平等に答えられるかどうか。これは裏返せば、そこにきちんとした理由がなければ、教師としてもそれ答えるのにすごくストレスを抱えるんです。その辺をきちんと教育委員会として見直していくべきだと思うんですが、その辺もう少し踏み込んで回答いただけますか。

○議長（田中 敏靖君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） お答えします。

今、まさに議員が言われたように、校則について地域や保護者、いろんな方から質問が来たときに、それはなぜか、なぜそうなっているのかという分については、学校が明確に答えるべきものと思っております。学校の教育目標の実現ということで、進んでいる学校については、教育目標が生徒の自主・自立の育成、信じて、任せて、認めるというあたりにして、生徒指導のほうも、自分で気づき、判断し、行動する生徒の育成という目標を挙げて、校則を緩めるというか、細かい指定をやめて、そういった形で学校の教育目標と校則を連動させていると、そういう学校が、これが望まれる形と思われまますので、先ほど申

しましたが、進んでいる学校と、それからこちらでこれはどうかなというものがあつたときに、今、これはほかの学校が変わっているけど、どうなっているんですかということを知りて、明確に説明を受けて、そしたら、よそはこうなっているけど、ではそういう形で、きちんと先生方、みんな同じ答えをしてくださいねというやり取りを校長としているところでは。何回も申しますが、今、こうやって進めているものについて、さらにいい方向に進むようにいろんな形で指導というか、話をしていこうと考えております。

○議長（田中 敏靖君） 10番、和田議員。

○10番（和田 敏明君） 分かりました。例えば色指定なんかは、もう明日からでもすぐ見直せると思うんです。この辺は指導でいいと思います。教育委員会は、最高責任者と思います、教育長が最高責任者と思います。これに対して、各学校で判断されたことがちょっと児童・生徒の生活を阻害しているだとか、侵害しているだとか、そういうことに該当するのであれば、そこは指導でいいのだと思います。

それと、県内の宇部市さんの事例を参考に、特に主権者教育についてなんです、御存じかもしれませんが、令和5年7月に宇部市立小中学校校則見直しに関するガイドラインというものが出されております。そこには、私と同じ考え方です、今、ある校則を少し見直せばよいという考え方ではなくて、まず一旦、ゼロベースからの校則の見直しを重視しています。将来的に国や社会の問題を自分の問題として捉え、自らが考え、自らが判断し、行動していく主権者を育成していくという主権者教育にもつながると考えています。またちょっと飛ばしますが、こども基本法についてということで、子どもたちがその年齢及び発達に応じて意見を述べたり、他者との対話、議論を通じて考えたりする機会を持つことが重要であるということで、これ面白いんですが、ゼロベースから見直す取組の中で、委員会というものを立ち上げて、その委員会メンバーの構成が面白いんですが、生徒会5名、生徒会以外5名、保護者5名、教職員5名で、面白いのが生徒と大人は同数が望ましいというふうに示されております。近隣他市でこういった取組をされておりますので、それをしっかり、そういったことも参考にさせていただければと思いますが、ちょっとその辺、御承知かどうかお尋ねします。

○議長（田中 敏靖君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） 宇部市のものについては私も知っておったんですが、今、詳しく教えていただきましたので。ただ、私のほうでも、今、ゼロベースからという言葉は校長会のほうで使っているわけではないので、参考にぜひさせていただいて、ただ、子どもたちを入れて、あるいは保護者の方とか入れて校則の見直しをしている学校もございますので、またそういったところも踏まえて進めていこうと考えております。

○議長（田中 敏靖君） 10番、和田議員。

○10番（和田 敏明君） それと、教育長、ルールメイキングプロジェクトは御存じでしょうか。

○議長（田中 敏靖君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） いや、ちょっと知りません。

○議長（田中 敏靖君） 10番、和田議員。

○10番（和田 敏明君） これ、私、提案しておきます。ルールメイキングプロジェクトとは、生徒、先生、保護者、地域の方など立場や意見の違う人たちと対話を通じて納得解をつくるプロセスを経て、校則、ルールを見直す手法ということで、目的は、校則、ルールの不合理さや不公平さを解消する、生徒の主体性や自主性を育む、学校の民主化を促進する。具体的な進め方としては、まず現状を調査するということと、そして立場や意見の違う人たちと対話をする、その結果を踏まえて、ルールの見直し案を検討する、検討された見直し案について、また立場の違う人たちが集まって議論をする、そして見直し案を学校の規則として制定するということが進められておりますが、先ほど言った3点、不合理さや不公平さの解消であったりとか、自主性や主体性が育まれた、民主化が促進されたというような成果を実際に挙げております、取り組んでおる学校もあります。近年、ちょっと面白いなと思ったのが、N校とか、S校とかいう取組があります。これすごい先進的で、すごいなという取組がありますので、ぜひ参考にさせていただきたいと思えます。

それと、もう一つすみません、校則の見直しが例えば一旦完了しましたとかじゃなくて、校則が見直しできたところから教育委員会が順次そこを確認していくという作業をして、そこにきちんと適合しているか、不適合かということを進めていくことが重要ではないかなと思いますが、その辺ちょっとお答えいただけますか。

○議長（田中 敏靖君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） お答えします。

議員と同じように、私も今回、全部の学校の細かいを見て、気になる場所も多少はあったけど、先ほど申したように、気になる場所は学校に問合せをしてやっているんですけども、今後、校則の見直しをして、常にまた変わるとは思うんですけども、その都度その都度しっかりこちらが集めるなりして、それと先ほどありましたように、前回の答えのときにホームページに載せるということを私も言いましたが、学校のほうで載せて、今、なかなかホームページを開けてもたどり着けない学校もあって、ただ全部を載せていない部分があるので、そこは今、防府市もコミュニティ・スクールで地域とともにある学

校というのを進めていますので、学校の決まりがこうなっているということを広く地域にお知らせしながら進めていくべきと思っていますので、そういった形でも進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（田中 敏靖君） 10番、和田議員。

○10番（和田 敏明君） ありがとうございます。私がちょっと校則を調べたときには、まだ一校も出されていないような状況なのか、私が見つけれなかったのか分かりませんが、今回、教育委員会から御指摘いただいて、幾つかの学校ではホームページに掲載しておるということで、ちょっと確認してみました。なかなかたどり着けませんでした。やっぱり、公開というのは誰もが分かりやすいということではなくてはならないと思いますので、今、教育長がおっしゃられたような対応をしていただければというふうに思います。

最後に取りまとめたいと思いますが、この声はすごく多いです。私のところに直接言ってくる保護者もかなりおられます。その中でこういう質問をしております。実際に、子どもが学校に通っている、その中で理不尽を感じているという児童・生徒を通じて、保護者の方から私の下にいろんな意見が寄せられております。校則の見直しにおいては、教育委員会がしっかり、さっき言ったように現状を把握することからです。生徒の意見を尊重し、学校の教育目標や児童・生徒の成長を踏まえて、合理的かつ適切なものとなるよう、まずより積極的な指導を行うことということ。あとは、やっぱりやる気があればできるということが宇部市さんなんかも証明してくれていますので、そういったよいことは学び、受け入れて、もう来年度には新しい1年生が入学します。早急に執り行っていただくことを強く要望いたしまして、この項の質問を終わります。

○議長（田中 敏靖君） 質問の途中ですが、ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前11時59分 休憩

---

午後 1時 開議

○議長（田中 敏靖君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を続行いたします。10番、和田議員の2項目めの質問から再開いたします。10番、和田議員。

○10番（和田 敏明君） それでは、2項目めの道路・街路樹等の維持管理について質問いたします。

私は、道路の維持管理について御承知のとおり、区画線や反射板、カーブミラー等の適

正な維持管理について、これまで再三再四、徹底的に追求してきました。そのかいあったかは分かりませんが、区画線やカーブミラーについては、ある程度、進んではきましたが、まだまだ市民が安全に、安心してとの状態には至っておりません。引き続き、市や他の議員とも一丸となり、早急に問題解決に当たっていきたいと思います。

さて、今回は、主に道路の除草やのり面などの草刈り、また落ち葉の処理などの維持管理についてお尋ねいたします。

これも御承知のとおり、高齢化に伴って、民間での除草や樹木の維持管理が困難となってきております。今議会でもほかの議員さんも質問されております。

特に、道路の除草やのり面等の草刈りについては危険も伴い、これまで地元の有志の方々が奉仕の精神で行われてまいりましたが、先に述べましたような理由で、人手不足となり、これまでどおりの対応はできないと言われております。また私の下にも多くの声が届いております。

次に、道路の街路樹の維持管理についてですが、街路樹は夏の炎天下の日陰、紅葉等多くの利点があります。しかしながら、街路樹の高木については、現況でもお分かりと思いますが、落ち葉の後始末が大変です。これまで当たり前のように、隣接者などの方々が行われてきましたが、これも道路ののり面等の草刈りと同様に、高齢化等も踏まえて、これまでどおり対応はできない、特に水路や側溝に落ちた落ち葉の処理はとてできないと言われております。

そこでお尋ねいたします。

まず、区画線や反射板、カーブミラー等の改善の進捗状況について教えてください。

2点目に、高齢化等により民間活力の導入が困難となってきましたが、道路の除草やのり面等の草刈りの対応は今後、どのようにされるのでしょうか。

3点目に、道路上や水路、側溝に落ちた落ち葉や堆積土砂等の処理については、これまで高齢化等により難しくなってきたと思われまます。本来、植えた者が責任を持って対応すべきですが、長きに渡り放置され、自宅や店舗の前が落ち葉だらけになるなど、やむなく直接、迷惑を被られた方々や有志の方々によって清掃されてまいりましたが、今後、どのように対応されるのでしょうか。

以上、3点についてお尋ねいたします。

○議長（田中 敏靖君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 和田議員の道路・街路樹等の維持管理についての御質問にお答えします。

私からは、道路の維持管理についての基本的な考え方を御答弁させていただきます。

私は、市長就任以来、市民の皆様のご生命と財産、暮らしを守ることが第一であると考え、安全・安心な道路環境の整備に全力で取り組んでいるところでございます。

こうした中、議員から御案内がありました区画線やカーブミラーなどの安全施設の整備は、安全・安心な道路環境にとって重要でありますことから、市長就任前よりも事業費を5,000万円増額して対応してきたところでございます。

今後も物価高騰等の中にもありましても適正な整備水準を維持するために、それらも勘案しながら予算を計上し、取り組むこととしております。

また、令和2年12月議会の一般質問において、和田議員から御指摘をいただきましたカーブミラーの不具合について、危険性が高いものの修繕を急ぐとともに、市内カーブミラーの総点検を職員に指示いたしました。

これに加え、千葉県の八街市で発生した通学路での交通事故を受けまして、全ての小・中学校周辺の信号機のない横断歩道について、歩行者の安全な通行を確保するため239か所の横断歩道をカラー化するなど、通学路に対する緊急的な安全対策を講じたところでございます。

さらに、道路施設の不具合をいち早く把握するため、定期的な道路パトロールを強化いたしますとともに、市民の皆様から道路状況の提供をいただくための道路通報システムを昨年の6月1日から運用しており、現在、それによりまして、スピード感を持った対応に努めているところでございます。今後も市民の安全・安心を確保するため、適切な道路の安全対策、環境の維持に努めていきたいと考えております。

以上、基本的な考え方について申し上げさせていただきました。3点の具体的な御質問につきましても、土木都市建設部長のほうから御答弁させていただきます。よろしく願いします。

○議長（田中 敏靖君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（石光 徹君） 私からは、和田議員の道路・街路樹等の維持管理についての3点の御質問にお答えします。

まず、1点目の区画線やカーブミラーの改善の進捗状況についてです。

区画線につきましては、道路パトロールなどで確認した不明瞭な箇所について視認性を損なわないよう、毎年約20キロメートルにわたり区画線を塗り直しております。

今後も日々進んでいく区画線の劣化に対し、必要な予算を確保しながらしっかり対応してまいります。

カーブミラーにつきましては、道路パトロールなどの定期的な点検に加え、道路課職員

による安全総点検を令和3年4月から実施しており、本年10月末に市内にある約2,700基、全ての点検が完了しております。

現在、点検で確認した優先度に基づき、修繕計画を策定中であり、今後はこの計画によりカーブミラーの鏡面約300基、支柱約120基について修繕等を行ってまいります。

なお、台風等で破損した場合には、これまでどおり速やかに対応してまいります。

次に、2点目の道路やのり面等の除草についてです。

市道の路肩やのり面等に繁茂する草木の除草につきましては、市道沿線に家屋がなく、地元で管理が困難な箇所や、急斜面や交通量が多く、作業に危険が伴う箇所については、市で行っており、日常の維持管理については、地元の皆様をお願いしているところでございます。

次に、3点目の道路上や水路、側溝の落ち葉や堆積土砂の処理についてです。

街路樹につきましては、剪定や清掃などの定期的な維持管理を実施しているところでございます。こうした中、日々、舞い落ちる落ち葉等の日常的な清掃につきましては、地元の皆様の御協力をいただいているところでございます。

また、側溝などに堆積する落ち葉や土砂の撤去につきましても除草と同様に、地元での作業が困難な箇所については、市が行っており、日常の維持管理については、地元の皆様をお願いしているところでございます。

議員御質問の除草作業や側溝等につきましては、地元の皆様に御協力いただきながら、資材支給の拡充等の見直しを図るとともに、地元と行政が一体となって地域の環境美化に努めてまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（田中 敏靖君） 10番、和田議員。

○10番（和田 敏明君） 御答弁ありがとうございました。まず、順を追って再質問していきたいと思っております。

区画線や反射板、カーブミラー等の改善については、補正予算を組んでいただいたの対応であったり、予算の増額であったり、私が議員になって一般質問を最初にしたときに比べたら随分、改善されてきたと思っております。これは本当に感謝しております。また、2,700基もの総点検を行ったということで、これは、言うは易し行うは難しで、本当に大変な作業だったかと思っております。本当に感謝しております。

そこで、例えば、区画線の総延長に対して、今現在の状況であと残りどのぐらいが薄くなっているのかとか、先ほどミラーに関しては、ミラーが300基、支柱が120基でしたかね、そういったところで数を把握してもらっているんですが、区画線や反射板とかそ

のほかのものについてもある程度、あとどれだけの不備があるというのは、今、現状で分かるんですか、お尋ねいたします。

○議長（田中 敏靖君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（石光 徹君） 区画線につきましては、総延長は分かりませんが、現在ある白線については、引き直しのほうは完了しているというふうに確認しております。

現在は、その中で劣化しているのをパトロールで気がついたところを塗り直しをしているようなことで今、作業しております。

以上です。

○議長（田中 敏靖君） 10番、和田議員。

○10番（和田 敏明君） 総延長距離は分かると思います、はい。例えば、反射板なんかですが、近年ですかね、最近よく青い反射板が使われているのを、橋なんか特に、この辺で言ったら、ちょうど中関から植松を通過して大崎大橋に抜ける辺りの道路であったりとか、そのまま台道に向かって植松から台道方面に抜けていくあの大橋であったりとか、ああいうところによく青い反射板が使われております。これ市が設置しているわけじゃないんですけど、そのほかのところの不備に、例えばもう反射板が折れてしまっただとか、そういったところもたくさん見受けられます。

ちょっと感じるのが、必ずこういったときに予算の話にはなってくるんですが、反射板は、そんなに要るのかなという感じはします。橋に一体何個の反射板をつけているんだろう。それで予算がなくてほかのところには行き渡らない、あるいは現在、不備になっているものが解消できないという要因になっているんだとしたら、本当にやっぱり必要なところに必要なだけを設置していくというような見方に立ってパトロールしていくのも重要なかなと。私も幾つかあるんですけど、この木の枝切りやカーブミラー要らないよとか、そういったところもたくさん見受けられます、特に山道等は。その辺のちょっと視点にも立って、つけるばかりじゃなくて、そこが必要か不必要かということも考えて、今からパトロールに加えていただきたいと思いますと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（田中 敏靖君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（石光 徹君） 今、和田議員から御指摘がありました必要なところをちゃんと必要なものとしてあるのかという今、御指摘がありましたので、ちょっとパトロールにそういう視点も踏まえたような形でのパトロールを指示していきたいと思っております。

以上です。



○議長（田中 敏靖君） 10番、和田議員。

○10番（和田 敏明君） そうですね、何よりも安全というものを第一に考えてパトロールに生かしていただければと思います。

以前にも申し上げたんですが、ミラーなんかはつけるとこによっては、やっぱり言ったように高齢化等に伴って、非常にカーブミラーが見えづらいとかありますんで、せっかく設置するんなら、ちょっと大きめのカーブミラーも検討していただければというふうに思います。先ほど、三原議員から見えなくなってきたという御指摘をいただきましたんで、加えて言っておきます。

まず、1点目の区画線やカーブミラー等については、これで再質問は終わりますが、2点目の除草とかのり面の草刈りというのは、地元は分かるんですが、今までそうやって民間活力を導入して一体となってやってこられたと思いますが、それが難しくなってきた場合は、どうしても市が対応しなければならなくなってくるんですよ。それって多分、難しいんじゃないかと思います。その辺を危惧しての質問です。その中で先般、久保議員の質問の中で、ちょっと資材提供を拡充するよみたいな話があったんですが、ちょっとあの辺、聞き漏らしもあるんで、今後の取り組み方とか、そういったことについてもう少し踏み込んでお答えいただけますか。

○議長（田中 敏靖君） 総合政策部長。

○総合政策部長（永松 勉君） お答えいたします。

法定外公共物で今、プロジェクトチームということで、やっている中身ということでもよろしいですかね。

今現在、様々御意見いただいております青線、赤線、いわゆる法定外公共物の管理につきまして総合政策部や土木都市建設部等々の関係する職員でプロジェクトチームを立ち上げまして、検討しているところでございます。

その中で、いろいろこんなことをできないだろうかということで考えてきたのが、新たに草刈機等の貸出しであるとか、市の地域支援員担当職員の派遣であるとか、資材支給対象品目の追加、また作業委託費の補助などのメニューを用意していろいろパイロット事業をやってみたり、今後、モデル事業をやってみようというようなことで今、進めているところでございます。

○議長（田中 敏靖君） 10番、和田議員。

○10番（和田 敏明君） そうですね、これまで様々な議員が質問している中で今回、西浦の女山ですかね、10日にパイロット事業として実施されるということで、私も大変期待しておるところでございます。

無謬性神話とアジャイル型はちょっと置いて、久保議員にお任せして。街路樹の本来の目的は、景観の向上であったり、環境の改善であったり、交通安全の向上であったり、そういったことが含まれていると思うんですが、現状を見る限り、ちょっとそういう方向からかなりずれてきている状態になっているのかなと思います。例えば、植えた街路樹の根がどンドンどンドンアスファルトを押し上げて、それがそのまま放置されたりということになってきていると思います。その辺について、ちょっとかなり大きく改善していかないといけないと思うんですが、今、正直、追いついていない状況にあるのではないかと危惧しております。

以前にも委員会のときにちょっと質問したんですが、新たに例えば、三哲文庫記念公園の緑化であったり、駅周辺の緑化であったり。緑化そのものが悪いとは言いませんが、三哲文庫記念公園なんかもう緑だらけなんですよね。そこにあえてまた緑を増やしていく必要性が本当にあるのかなと。ただ、それは反対ではございませんので、ただ、その中で私が言ったのは、じゃあ、それをやるのはよしと、ただ、維持管理のほうを怠らないようにしてくださいよって、将来的にはこうなってきますよということは、委員会の中で伝えてきたと思うんですが、その辺の改善についてちょっと踏み込んでお願いします。

○議長（田中 敏靖君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（石光 徹君） 御質問にお答えします。

三哲文庫につきましては、今、防府商工の生徒さんからもいろいろな三哲文庫の中の改修等々の御意見をいただくとともに、将来の維持管理について商工の生徒さんに出していただくような形の仕組みをつくりながらお話のほうを進めさせていただいております。

以上です。

○議長（田中 敏靖君） 10番、和田議員。

○10番（和田 敏明君） もう時間が来ましたので、最後に、ちょっと市長にお伺いしたいと思います。

民間活動力の導入は分かります。本当に官民一体となってきれいにしていくことが望ましいと思われま。ただその中で、どうしても民ってボランティアなんですよね。職員は給料もらっています。業務委託してもそれは報酬をもらってやっていることであって、それがやっぱり如実に現れるのは、これごめんなさい、ほかの地域は分かりません。例えば我々の玉祖地域で職員さんがそういうボランティアに率先して参加される姿をあんまり見たことがございません。それをやっぱり民間で、いつまでも無償ボランティアというのはすごく厳しいのかなと思います。

あるいは、もうそれを対価として助成であったり、あるいは謝礼金制度を設けたりだと

か、そういった形で、ちょっと手弁当の時代は終わらせてはどうかなと思うんですが、その辺何か考えがありましたら市長、お願いします。

○議長（田中 敏靖君） 市長。

○市長（池田 豊君） 議員のお尋ねの草刈りとか、のり面のところとか、本来、市道でありますけれども、先ほど部長が答弁していたように、全て市でできないことから地域に実質的にはお願いしているというところの在り方だと思います。

これについては、高齢化等が進み、役割分担の問題もあります。そうした中で、昨日の久保議員のところがありましたけれども、法定外公共物、またそれにまだ準ずるような形のもかなり多いんじゃないかと思っております。そうした中で、法定外公共物につきましては、今年、パイロット、また来年、モデル事業をやって、その後、恒久的な制度になればと思っておりますけれども、そうした中で、議員のお示しのようなことにつきましてもどういうふうにできるかということで、モデル事業なり組み立てる中で、全体的に防府市の法定外を含めまして市道道路の環境整備、公園も含めましてしっかりと、市民と皆さんと一緒に、快適な環境になるように努めていくということで、今後、久保議員からありましたけれども、法定外公共物、一緒になってどういうふうにするかということ地域の皆様と話し合いながら、よりよい制度となるようにしていきたいと考えております。

○議長（田中 敏靖君） 10番、和田議員。

○10番（和田 敏明君） ありがとうございます。まずこのパイロット事業をやっただいて、そこから先、いろんなことを含めて考えていっていただければと思います。

本当に高齢化等もありますけど、定年がなくなってきたことがすごく大きいのかなと思います。だからと言って、今からじゃあ、予算の話に当然なってくると思います。ないからといって現状放置されるのであれば、管理責任は果たされないことになります。また、民間に対して厳しく自分に対して優しいという印象をまた与えかねません。官民一体となってやっていくために、私も一生懸命、現場でも行動しながら何とか知恵も出していきたいと思いますので、今後とも一緒に取り組んでいただければと思います。

以上で、私の全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（田中 敏靖君） 以上で、10番、和田議員の質問を終わります。

---

○議長（田中 敏靖君） 次は、7番、曾我議員。

〔7番 曾我 好則君 登壇〕

○7番（曾我 好則君） 会派「自由民主党」の曾我でございます。1年ぶりの一般質問となります。

最近の一般質問を拝聴していると、いい回答ばかりされているなという印象を受けまして、この流れに乗っていきたいと思います。

それでは、通告に従いまして2点ほどお聞きいたしますが、まずは、防府・未来へのネットワークを生かした産業振興についてでございます。

第5次防府市総合計画「輝き！ほうふプラン」に掲げる新たな道路網「防府・未来へのネットワーク」について、昨年、私の一般質問において池田市長は、市政の最重要課題であり、国・県・市の連携の下、全力で取り組んでいると御回答されました。

市長の宣言どおり、大きい事業だけでも市内10か所の道路整備が進められており、ルルサスからアルク防府店までをつなぐ市道栄町藤本町線や三田尻中関港、農林業の知と技の拠点、県立総合医療センター等の各種拠点施設を結ぶ市内広域環状道路など、目に見える形で道路網が大きく変わってきています。中でも、先日の行政報告でありました国道2号の拡幅については、富海で今年6月30日に車線の切替えが行われ、また台道では、令和6年度の事業化への採択に向けて、官民が連携して要望を行っており、本市だけでなく、隣接市等にとっても大きな期待が寄せられています。

市長がこれまで目指し、取り組まれてきた市民の安全・安心を確保する道路ネットワーク、さらなる産業発展のための産業基盤となる道路ネットワーク。防府・未来へのネットワークがまさに現実のものとなってきていると強く感じており、私も今から完成を非常に楽しみにしているところでございます。

一方で、日本の経済情勢は、これまでのコロナ禍により、かなり落ち込んでまいりました。ただそれでも落ち着きを見せ、現在では企業の国内設備投資は2年連続での増加、対前年比20.7%増となっており、コロナ前の19年度の投資水準を超えて拡大する見込みとなっており、本市の基幹産業である製造業についても急速に回復してきております。防府市内の企業においても新たな設備投資をされるとの報道がここ最近は見られるような状況となっています。

また、物流においては、物流の2024年問題と言われるように、2024年4月からのトラックドライバーの労働時間の規制で輸送能力が不足することが懸念されています。その対応として、先月、政府は物流施設の整備について高速道路のインターチェンジや幹線道路の周辺など、市街化調整区域の規制を緩和する方針が明らかにされており、物流の効率化を図るためには、高速道路網が重要視されているものと認識しております。これらの企業の国内設備投資の回復といった情勢や企業での製造物の出荷に係る物流の効率化を図ることが課題になってきている中、これらを踏まえて本市の新たな道路ネットワークを本市の産業の発展にどのようにつなげていくのが重要と考えます。

ここでお尋ねいたします。

防府・未来へのネットワークの完成を見据えた産業発展のための施策を今から着実に進めておく必要があると考えますが、その中で、特に皆さんが実現を期待している国道2号の台道拡幅を防府の産業振興にどのようにつなげ、生かしていくのかお伺いいたします。

○議長（田中 敏靖君） 7番、曾我議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 曾我議員の防府・未来へのネットワークを生かした産業振興についての御質問にお答えいたします。

私は、市長就任以来、新庁舎の建設や駅周辺のにぎわいの創出などのまちづくりに取り組むとともに、防府市産業戦略本部を設置し、産業界の声もお聞きしながら産業の発展や新産業の創出につなげるための新たな道路網「防府・未来へのネットワーク」の構築にスピード感を持って取り組んでまいりました。

本ネットワークは、東西軸である国道2号を国、市内を一周する環状ルートを県、これらと市中心部を結ぶ道路を市で整備する幹線道路網で、国・県・市の連携の下、着実に進んでおります。

こうした中で議員から御案内のありました国道2号は、防府にとって最も重要な道路であり、富海地区で令和7年度の開通が予定され、そして台道地区では、都市計画の手続が進められ、事業化の見込みが立つなど、防府・未来へのネットワークの構築が国道2号を中心に大きく進んでおります。

防府市の産業振興のためには、また道路と並んで港湾の整備も必要です。

国道2号の拡幅事業に方向性が見えてきたことから、今年6月にみなと振興会の総会において三田尻中関港の機能強化の必要性を訴えさせていただきました。みなと振興会の総会から半年、来週の13日には、商工会議所が主体となった三田尻中関港の機能強化についての勉強会が開催されます。

このように、中関港の3号岸壁の延伸をはじめとする港湾機能の強化に向け、民間も動き始めており、民間と一体となって県とも連携しながら三田尻中関港の機能強化に向けて取り組んでいくこととしております。

かつて昭和50年代、中国自動車道の全線開通においては、その開通を見越すようにマツダやブリジストンが防府に進出されました。今、まさに同じ状況が防府・未来へのネットワークや港湾の機能強化に向けた動きによって生まれると期待しております。この期待を現実のものとするためにも道路や港湾における動きを本市のさらなる産業発展につなげていかなければなりません。特に、国道2号台道鑄銭司間の拡幅は、交通の安全性が向上

することはもとより、渋滞解消による移動時間の短縮、交流人口の拡大や物流の活性化が大いに期待されます。さらに高速道路のインターチェンジや三田尻中関港とのアクセス性の高さにより、台道の国道2号沿いは高いポテンシャルを持つ工場適地ともなります。

そうした中、この台道の4車線化を生かし、本市のさらなる産業発展を図るためにも台道の国道2号沿いに企業誘致、企業展開の受皿となる防府発の内陸型の産業団地を整備していきたいと考えております。

4車線化への期待が大きい今、産業団地に企業の立地を早期に進めていくためにも国道2号の台道拡幅の完成までに産業団地の分譲開始ができるよう、新年度から具体的な場所等の調査に取り組み、遅くとも令和8年には造成工事に着手したいと考えております。

また、企業の立地に際しましては、相当数の従業員の住まいを確保することも求められます。そのため、円滑な住まいの確保が行えるよう、商工会議所等の関係団体とも連携を図ってまいります。

国道2号の拡幅を中心とした新たな道路ネットワークの構築は、本市の産業にさらなる活力を与えるものになります。この道路ネットワークを生かし、港湾の機能強化を図るとともに、新たな産業団地への企業立地を進め、物流機能の強化と企業活動の活発化の相乗効果により、防府市はもとより山口県のさらなる産業の発展に向け、しっかりと取り組んでいきたいと考えております。

以上、御答弁申し上げました。よろしくお願ひいたします。

○議長（田中 敏靖君） 7番、曾我議員。

○7番（曾我 好則君） 御回答ありがとうございました。台道拡幅の完成に間に合う形で内陸型の産業団地の整備を進めるため、来年度には、具体的な場所や規模等の調査を行い、令和8年には整備着手すると。

また、企業立地に際しては相当の従業員の住まいを確保できるよう、関係団体と連携を図るということでした。すばらしい御決断だと思います。流れに乗れたんじゃないかなあというふうに考えておりますが、過去に市長と医療機器医薬品のテルモが山口市佐山のテクノパークに進出したお話をした際に、市長は、たまたま山口テクノパークに10万平方メートル以上の塩漬けになった産業団地があったから進出し、テルモが来る前は、相当批判を受けただろうという話を思い出しました。市長、批判を恐れずやって参りましょう。

また、なぜ今か。近隣の産業団地を見てみますと、山口テクノパークをはじめ、第二団地や鑄銭司団地など、大きい団地は、ほぼ完売状態ですので、その辺を見越してのことだと思います。それと台道拡幅の道路計画に、産業団地に入る右折レーンを織り込んでおけば、今なら国が用地買収も工事もやってもらえるという計算もおありなのではないでしょ

うか。私も経験がありますが、国土交通省は、追加の工事となると受託してくれればいいのですが、できなければ、申請から交通規制工事まで全て防府市が施工主体となり、非常に厳しい対応を強いられます。

またさらっと言われましたが、中関港の3号岸壁の延伸をはじめとする港湾機能の強化ということを言われましたが、私もみなと振興会に出席しておりました。国の宇部港湾・空港整備事務所の所長さんも国際バルク戦略港湾の徳山下松港と宇部港の整備に一定のめどがついたので、次は、重要港湾の中関港だということと言われていましたが、これが実現すればさらなる物流ルートが確保できるわけで、産業団地への呼び水となるでしょう。

いずれにせよ、防府・未来へのネットワークを生かした産業の発展は、市民にとって大変喜ばしいことですので、会派「自由民主党」といたしましても最大限の応援をさせていただきますことを勝手にお約束させていただいて、この項を終わりたいと思います。

続きまして、下水道使用料の改定について質問させていただきます。

昨日の久保議員とかぶっているところはございますが、御了承いただきたいと思います。

さて、下水道は、都市の快適な生活環境を確保し、公衆衛生の向上を図る上で必要不可欠な社会インフラであり、併せて、公共性、公益性の高い公共施設であることから市街化区域の未普及地域においては、早急な整備が求められています。

一方で、老朽化した下水道施設や管路の更新及び地震などの災害に備えた耐震化など、様々な課題が山積しているとともに、少子高齢化に伴う人口減少、節水社会の進展などの社会的要因による下水道使用料の減少、電気代や物価の高騰などにより経営状況は悪化の一途をたどっていると考えられます。

下水道事業を含む地方公営企業は、独立採算性が原則とされておりますが、地方公営企業法上、その性質上、企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費として、総務省の通達により定められており、地方交付税の基準財政需要額への算入、または特別交付税を通じて財政措置が行われているものの、雨水対策を含めて毎年約10億円を一般会計から繰り入れています。

また、本市の下水道使用料は、県内13市において標準的な家庭が使用する水量で比較しても2番目に安く、平成11年から改定されておらず、このような経営状況と一般会計の繰入れを加味しますと、早急な使用料改定が好ましいと考えております。

ここでお尋ねいたします。

これまでも適正な使用料を維持するため、経営の健全化を図ってきたと存じますが、使用料収入の推移、経営状況及び今後の対応についてお伺いいたします。

○議長（田中 敏靖君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。上下水道事業管理者。

〔上下水道事業管理者 河内 政昭君 登壇〕

○上下水道事業管理者（河内 政昭君） 曾我議員の下水道使用料の改定についての3点の御質問にお答えします。

議員御案内のとおり、下水道は市民生活に必要な社会インフラであります。本市の下水道は、昭和53年に下水処理を開始して以来、45年が経過しておりますが、この間、計画区域である市街化区域内の整備を事業計画面積の約9割まで進めており、同時に、老朽化した施設等の更新にも取り組んでおります。

まず、1点目の使用料収入の推移についてお答えします。

本市の下水道使用料は、かつては3年から5年ごとに改定を行ってまいりましたが、企業債借入利率が低水準で推移したことや物価が上がらなかったことなどにより、平成11年10月に改定して以来、消費税等の税率変更を除くと24年間、据え置くことができていました。その結果、現在の使用料は、一般的な家庭の使用水量と比較すると、議員御案内のとおり、県内13市では安いほうから2番目となっております。

使用料収入の推移につきましては、節水型社会の進展により、水道の使用水量が減少しており、これに伴い、下水道使用料の基となる有収水量も減少しています。そのため、令和2年度の約12億2,400万円をピークに、令和4年度では約11億9,300万円となり、予測では、令和10年度には、約11億6,500万円まで減少すると見込んでいます。

次に、2点目の経営状況についてお答えします。

下水道事業の収入面においては、下水道使用料は減少傾向にあり、費用面においては、施設の老朽化や耐震化への対応及び諸物価の高騰により費用が増加しております。さらに今後、長期金利の上昇による企業債の支払利息の増加も見込まれます。このままでは、収益的収支の当年度純利益は、来年度から赤字に転落し、また資本的収支の差引不足額を補填するための財源は、令和8年度には不足するという厳しい状況を見込んでおります。

続きまして、3点目の今後の対応についてお答えします。

今後の財政状況は、ただいま申し上げましたように、令和8年度には資金不足に陥るといって極めて厳しい見込みです。これまで市民生活に影響を与えないように、可能な限り使用料を据え置いてきましたが、前日の久保議員の御質問でもお答えしましたとおり、下水道使用料の改定を行わなければならない状況となっております。

改定に当たっては、令和10年度までの当年度純利益及び補填財源残高が赤字にならないように使用料の改定率を算定すると、平均改定率が20%前後になると見込んでいるところですが、他市の状況も見ながら具体的な平均改定率について検討してまいります。今



後も経費節減に取り組み、平均改定率を極力抑えるよう努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（田中 敏靖君） 曾我議員。

○7番（曾我 好則君） 御回答ありがとうございました。私が議員になってずっと思っていたことがあるのですが、人口減少が見込まれる中、私たちの子どもや孫たちがこれから余剰になる下水施設や古い施設を維持管理しなければならないことを考えますと、もっと早く現役世代に負担してもらってもよかったのではないかと考えてございます。

今回、使用水量は、令和2年度がピークで減ってきており、経営状況は、来年度も収益的収支の当年度純利益は赤字になり、このため補填財源残高は、令和8年度には底をつくという状況でした。ただ驚いたのは、給水人口が増えているにもかかわらず、節水機器の普及により、各家庭の水道の使用水量が減少しているということです。正直、ジャパネット等でシャワーヘッドが脅威の50%の節水とか言って、やたら推奨していましたが、俺はだまされんぞとと思っていました。早速、購入して参りたいと思います。

今後、使用料の平均改定率が約20%になるということですが、節水機器の普及により、水道の使用量が減少すれば水道料金も安価になりますし、それに比例し、下水道使用料も安価になりますので、努力次第では、各家庭への負担も軽減できると考えられます。

また、従前の基本水量20立米まで一律の料金でなく、1立米から使用水量に応じた料金体系になるとの御説明も説明会でありましたが、平成30年の水道・下水道に関するアンケートでは、下水道使用料はやや高いと高いが50%強を占めておりますので、使用料の改定の際は、基本料の改定等で低所得者への配慮をお願いしたいと思います。

最後に、これは池田市長にお願いなのですが、現在、市街化区域の雨水対策は上下水道局、一方、市街化区域外は市長部局ということになっています。市民の安全・安心を旨とする池田市長におかれましては、河川の浚渫は、全国でもトップクラスで、適切な対応をさせていただいており、大変、感謝申し上げますところですし、補助金等をもたらうテクニカルな部分もあろうかと思いますが、今後の雨水対策は採算性が問われる上下水道局よりも、市民の生命、財産を守る意味でも市長部局が責任を持って対応いただきますよう強くお願いいたします。私の全ての質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（田中 敏靖君） 以上で、7番、曾我議員の質問を終わります。

---

○議長（田中 敏靖君） これをもちまして、通告のありました一般質問は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

次の本会議は、12月19日午前10時から開催いたします。その間、各委員会におかれましては、よろしく御審査のほどお願いいたします。

なお、お疲れのところ大変申し訳ございませんが、午後2時から議会運営委員会を開催しますので、関係の方々は第1委員会室に御参集ください。お疲れさまでした。

午後1時45分 散会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年12月7日

防府市議会議長                    田 中 敏 靖

防府市議会議員                    和 田 敏 明

防府市議会議員                    村 木 正 弘